

開会の日時、場所

平成28年3月9日（水曜日）  
午前10時3分開会  
第4委員会室

出席委員

委員長 山内末子さん  
副委員長 仲田弘毅君  
委員 花城大輔君 翁長政俊君  
具志孝助君 照屋大河君  
高嶺善伸君 玉城義和君  
吉田勝廣君 比嘉瑞己君  
渡久地修君 當間盛夫君  
大城一馬君

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長 町田優君  
基地防災統括監 池田竹州君  
基地対策課長 運天修君  
参事兼地域安全政策課長 中田清大君  
防災危機管理課長 知念弘光君  
総務部長 平敷昭人君  
総務私学課長 宮城嗣吉君  
人事課長 嘉数登君  
財政課長 渡嘉敷道夫君  
税務課長 佐次田薫君  
管財課長 照屋政秀君  
警察本部長 加藤達也君  
警務部長 幡谷賢治君  
会計課長 片桐哲君  
刑事部長 知花幸順君  
交通規制課長 與儀淳君  
警備部長 小林稔君

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 平成28年度沖縄県一般会計予算（知事公室、総務部及び公安委員会所管分）
- 2 甲第8号議案 平成28年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 3 甲第20号議案 平成28年度沖縄県公債管理特別会計予算

○山内末子委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本委員会の所管事務に係る予算事項の調査についてに係る甲第1号議案、甲第8号議案及び甲第20号議案の予算議案3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び警察本部長の出席を求めています。

なお、平成28年度当初予算案の総括的な説明等は、昨日の予算特別委員会において終了しておりますので、本日は関係室部局予算の概要説明を聴取いたします。

まず初めに、知事公室長から知事公室関係予算の概要の説明を求めます。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 知事公室所管の平成28年度一般会計歳入歳出予算の概要について、お手元に配付いたしました抜粋版平成28年度当初予算説明資料知事公室に基づいて、御説明申し上げます。

平成28年度当初予算は、新しい組織に対応した編成がなされておりますが、予算審査につきましては、現行の部局で説明することとなっておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひします。

それでは、資料の1ページ目の部局別歳出予算をお開きください。

平成28年度一般会計の部局別歳出予算におきまして、知事公室欄及び文化観光スポーツ部欄のうち知事公室所管の部分が、現在の知事公室関連の予算になります。

文化観光スポーツ部へ移管した予算は、組織改編により現在の広報交流課から分離した交流推進課分であります。

平成28年度の知事公室所管の歳出予算額は48億4324万9000円で、一般会計歳出予算総額に対する構成比は0.6%となっております。

続きまして、一般会計の歳入予算の概要について、御説明申し上げます。

資料の2ページの歳入予算をお開きください。

表の一番下、合計欄をごらんください。

知事公室が所管する歳入予算の総額は29億1994万

7000円で、前年度当初予算額28億2386万3000円と比べ9608万4000円、率にして3.4%の増となっております。

次に、歳入予算の主なものについて、款ごとに御説明申し上げます。

(款) 9の使用料及び手数料の知事公室所管分は7988万6000円で、これは危険物取扱所等の設置許可申請手数料及び旅券発給手数料に係る証紙収入であります。

(款) 10の国庫支出金の知事公室所管分は27億76万9000円で、これは主に不発弾処理事業費に係る国庫補助金等であります。

(款) 11の財産収入の知事公室所管分は6728万4000円で、これは主に県有地の土地貸付料等であります。

(款) 15の諸収入の知事公室所管分は590万8000円で、これは主に県広報誌等広告料等であります。

(款) 16の県債の知事公室所管分は6610万円で、これは消防学校整備事業に係るものであります。

続きまして、一般会計の歳出予算の概要について、御説明申し上げます。

資料の3ページをお開きください。

表の一番下、合計欄をごらんください。

知事公室が所管する歳出予算の総額は48億4324万9000円で、前年度当初予算額47億5163万2000円と比べ9161万7000円、率にして1.9%の増となっております。

次に、歳出予算の主な内容について、御説明申し上げます。

(款) 2の総務費の知事公室所管分は48億4324万9000円、これは主に不発弾処理促進費28億8473万1000円、職員費(秘書課分)7億8181万8000円、地域安全政策費2億2140万1000円、消防学校費1億4544万7000円、広報広聴活動費1億3610万9000円、職員費(交流推進課分)1億4079万円、国際交流事業費1億2580万6000円等であります。

以上で、知事公室関係の平成28年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○山内末子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、総務部長から総務部関係予算の概要の説明を求めます。

平敷昭人総務部長。

○平敷昭人総務部長 それでは、総務部関係予算の概要について、お手元にお配りいたしました平成28

年度当初予算説明資料総務部抜粋版に基づいて、御説明申し上げます。

資料1ページ目の部局別歳出予算をお開きください。

部局別予算で見ますと、総務部の歳出予算額は1403億8472万1000円で、教育委員会に次ぎ2番目に大きく、予算総額の18.6%を占めております。

資料2ページ目の歳入予算をお開きください。

一般会計歳入予算について御説明申し上げます。

表の一番下、合計欄をごらんください。

歳入は県全体7541億5600万円のうち、総務部所管の歳入予算額は4481億1777万4000円で、前年度当初予算と比べ、109億9067万4000円、2.5%の増となっております。

増の主な要因は県税及び地方消費税清算金等となっております。

総務部所管の歳入予算の主なものについて、款ごとに御説明申し上げます。

1の県税は1173億4600万円で、これは主に税制改正による税率の引き上げや景気拡大による法人事業税及び地方消費税の増、及び納税義務者増による個人県民税の増等を勘案して増収を見込んでおります。

2の地方消費税清算金は469億5801万6000円で、税率1.7%の平年度化や清算基準の見直し等を勘案して増収を見込んでおります。

3の地方譲与税は199億5093万8000円で、地方財政計画の伸び率や前年度実績等を勘案して減収を見込んでおります。

6の地方交付税は2065億5000万円で、国の地方財政対策の動向等を勘案して減収を見込んでおります。

9の使用料及び手数料は2493万9000円で、これは主に行政財産使用に係る建物使用料及び証紙収入等であります。

10の国庫支出金は19億8014万2000円で、これは主に私立学校等教育振興費に係る国庫補助金等であります。

11の財産収入は11億2250万2000円で、主に県有地の土地貸付料及び土地売払代等であります。

13の繰入金は191億8157万2000円で、これは主に財政調整基金繰入金等の基金繰入金等であります。

15の諸収入は52億5592万7000円で、これは主に宝くじ収入等であります。

16の県債は288億6810万円で、これは主に臨時財政対策債に係るものであります。

以上が、一般会計歳入予算の概要であります。

資料3ページ目の歳出予算をお開きください。

続きまして、一般会計歳出予算の概要について、御説明申し上げます。

表の一番下、合計欄をごらんください。

歳出は県全体7541億5600万円のうち、総務部所管の歳出予算額は1403億8472万1000円で、前年度と比べ、67億4338万4000円、5.0%の増となっております。

増の主なものは諸支出金の説明欄にあるとおり、地方消費税交付金及び地方消費税清算金等が増の主なものであります。

歳出予算の主な内容について、御説明申し上げます。

2の総務費の総務部所管分は169億9744万4000円で、これは主に人事調整費23億6859万7000円、私立学校等教育振興費38億8079万円、賦課徴収費34億4378万6000円であります。

12の公債費は、全て総務部所管分となっており、予算額は703億9125万1000円で、これは主に（目）元金の公債管理特別会計操出金637億6710万3000円、（目）利子の公債管理特別会計操出金65億8096万3000円であります。

13の諸支出金の総務部所管分は527億9602万6000円で、これは主に県有施設整備基金積立金8億5059万1000円、地方消費税交付金235億9973万円、地方消費税清算金256億6290万7000円であります。

以上が、一般会計歳出予算の概要であります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

資料4ページ目をお開きください。

所有者不明土地管理特別会計では、平成28年度当初予算は3億5405万3000円で、前年度と比べ1107万9000円、3.2%の増となっております。

資料5ページ目をお開きください。

公債管理特別会計では、平成28年度当初予算は845億5349万円で、前年度と比べ34億1619万3000円、4.2%の増となっております。

以上で、総務部所管の一般会計及び特別会計の歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○山内末子委員長 総務部長の説明は終わりました。

次に、警察本部長から公安委員会関係予算の概要の説明を求めます。

加藤達也警察本部長。

○加藤達也警察本部長 公安委員会所管の平成28年度一般会計歳入歳出予算の概要について、お手元に配付いたしました抜粋版平成28年度当初予算説明資料公安委員会に基づいて、御説明申し上げます。

資料1ページ目の総括表をお開きください。

部局別歳出予算を見ますと、公安委員会の予算額は330億6770万7000円となっており、平成28年度一般会計予算総額の4.4%を占めております。

次に、一般会計歳入予算の概要について御説明申し上げます。

資料2ページ目の歳入をお開きください。

表の一番下、合計欄をごらんください。

公安委員会が所管する歳入予算の総額は31億4796万7000円で、前年度当初予算額30億5709万2000円と比べ9087万5000円、率にして3.0%の増となっております。

次に、歳入予算の公安委員会所管分について、款ごとに御説明申し上げます。

9の使用料及び手数料の公安委員会所管分は14億7593万3000円で、これは警察施設使用料、パーキングメーター作動手数料及び運転免許関係手数料等に係る証紙収入であります。

10の国庫支出金の公安委員会所管分は9億2018万6000円で、これは警察活動及び警察施設の整備等に係る国庫補助金であります。

11の財産収入の公安委員会所管分は1679万7000円で、これは自動販売機設置に伴う土地、建物の貸付料であります。

15の諸収入の公安委員会所管分は2億3745万1000円で、これは放置駐車違反に係る放置違反金であります過料等となっております。

16の県債の公安委員会所管分は4億9760万円で、これは交通安全施設整備事業等に係るものであります。

以上が、一般会計歳入予算の概要であります。

続きまして、一般会計歳出予算の概要について、御説明申し上げます。

資料3ページ目の歳出をお開きください。

表の（款）警察費が、公安委員会が所管する歳出予算の総額となっており、その予算額は330億6770万7000円で、前年度当初予算額328億7372万9000円と比べ1億9397万8000円、率にして0.6%の増となっております。

次に、歳出予算の主な内容について、御説明申し上げます。

（款）警察費の主な内容は、職員費及び運営費等の経費であります（目）警察本部費が277億572万1000円、交番・駐在所等の警察施設の新築・修繕、維持管理等に必要な経費であります（目）警察施設費が8億7614万4000円、交通安全施設の整備及び交

通指導取締りに必要な経費であります（目）交通指導取締費が21億205万1000円等となっております。

以上で、公安委員会所管の平成28年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

なお、公安委員会に係る特別会計はございません。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○山内末子委員長** 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）（平成28年2月9日議会運営委員会決定）に従って行うことにいたします。

要調査事項を提起しようとする委員は、提起の際にその旨を発言するものとし、明 3月10日 当委員会の質疑終了後に改めて、要調査事項とする理由の説明を求めることにいたします。

その後、予算特別委員会における調査の必要性についての意見交換や要調査事項及び特記事項の整理を行った上で、予算特別委員会に報告することにいたします。

当該意見交換において、要調査事項として報告することに反対の意見が述べられた場合には、その意見もあわせて予算特別委員会に報告いたします。

要調査事項は、予算特別委員会でさらに調査が必要とされる事項を想定しております。

また、特記事項は、議案に対する附帯決議のような事項や要調査事項としては報告しないと決定した事項を想定しており、質疑終了後、意見交換等を予定しておりますので、御留意願います。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、予算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各予算に対する質疑を行います。

具志孝助委員。

**○具志孝助委員** まずは数字関係でお尋ねをしたいと思っておりますが、きのうの本会議で乙第4号議案特別職の給与改定について、これは予算案に反映されていると思っておりますが、それが撤回されました。この数字はいかほどで、予算特別委員会で修正の必要があるかと思っておりますが、この辺はどのように考えていますか。

**○渡嘉敷道夫財政課長** 昨日、撤回となりました乙第4号議案関係の当初予算案への影響額ですが、(款)総務費と(款)教育費で関係費が計上されております。その影響額ですが、まず知事の期末手当が7万4000円、副知事の期末手当が5万8000円の2名。それから、特別職秘書の期末手当が3万2000円、代表監査員の期末手当が3万8000円の計26万円、これが(款)総務費の部分です。(款)教育費は、教育長の期末手当が4万3000円で、合計約30万3000円が当初予算に計上されております。

**○具志孝助委員** これは総額で30万円弱ですか。

**○渡嘉敷道夫財政課長** 年間の影響額として、30万3000円です。

**○具志孝助委員** これは今度の当初予算案では修正しないのですか。

**○渡嘉敷道夫財政課長** 今回の給与条例の撤回に際しまして、この予算の取り扱いについては部内で検討したところでございますが、結果的には予算案の訂正は行わないということで考えております。その理由といたしましては、まず条例案と予算案の関係につきましては、地方自治法第222条第1項で関連規定がございますが、この規定は条例等の提案をする際に、その議案が新たに予算を伴うものであるときは、必要な予算措置がされていなければ提案してはならないという旨を定めるものでありまして、今回の当初予算に計上したのは適切な措置であったと考えております。一方で、今回のようにその条例案を撤回する場合、予算案の減額を義務づける趣旨のものではないと考えておりまして、法令には違反しないというのが1点でございます。2点目としては、予算は1会計年度の収入支出の見込みでございますので、その後の事情変更等により過不足が生じるものであること。それから、今回の影響額が、先ほど申しましたとおり(款)総務費で26万円、(款)教育費

で4万3000円と少額であることから、今後の過不足の範囲内で吸収されるものであると考えまして、予算案の修正は行わないこととしたものでございます。  
○具志孝助委員 不用な経費を計上するということは、本来好ましいことではないと思っておりますが、時間もありませんので、この議論はここで終わっておきたいと思っております。やり方としては、まずいやり方だったと指摘をしておきたいと思っております。

同じく数字で、県税収入が11.7%アップになっております。税率の引き上げと景気拡大と言っているのですが、主な理由で増額になった数字、いわゆる税率で幾らアップ、そして景気回復をどのぐらい見込んで幾らぐらいというのがわかれば、説明をお願いいたします。

○佐次田薫税務課長 今回、平成28年度の県税歳入当初予算が約123億円の増収となっております。増収となった主な税目としては、個人県民税、法人事業税、あと地方消費税となっております。個人県民税につきましては、納税義務者の増加などによって、前年度当初予算額より23億円増となっております。法人事業税につきましては、景気の拡大や平成26年度税制改正によって法人事業税の税率が引き上げられたことなどから、51億6400万円の増。地方消費税につきましても景気拡大等、税率が1%だったところから税率1.7%となっておりますので、平成28年度について平年度化されることから、前年度当初予算額より42億2500万の増を見込んでおります。

○具志孝助委員 景気回復をどのように見込んでいるかということについて、もう少し詳しく説明をお願いします。

○佐次田薫税務課長 景気回復につきましては、日本銀行那覇支店が県内金融経済概況を発表しております。その中で、沖縄県につきましては、これは12月の景況ですが、29カ月連続で拡大が据え置きされているということで、分析としましては好調な観光を中心に個人消費や建設が底かたく推移しているというところで、そのような分析がされております。

○具志孝助委員 先に行きます。財産収入が大幅に減額になっております。約1億3100万円の減になっておりますが、これについての説明を求めます。

○渡嘉敷道夫財政課長 平成28年度の財産収入の当初予算額は約23億円です。前年度の38億円と比べて約15億円の減となっておりますが、この減の主な理由としては、ロジスティクスセンターの土地建物売却代で約14億円が皆減となったことが主な要因となっ

ています。

○具志孝助委員 県有財産一土地があつて、それを財産管理上、いわゆる使用効率からしても、処分したほうがいいと思つていながら処分はできないと。このような土地については、どういう状況になりますか。

○照屋政秀管財課長 県有の未利用地につきましては、これまで行財政改革プランの中で売却促進を推進項目に掲げ、売り払いに努めてきたところであります。平成27年3月末現在の面積は356万1347.05平米で、過去5年間で見ると、19.5%の減少となっております。なお、主な未利用地としましては、土木建築部所管の下地島空港残地があり、その土地が未利用地全体に占める割合としては、約83%を占めております。また、総務部所管では園芸支場跡地等があります。

○具志孝助委員 今、土木建築部や農林水産部が保有するものは行政財産でしょうか。

○照屋政秀管財課長 下地島空港残地については、普通財産となっております。

○具志孝助委員 これは、土木建築部所管になっているのですか。

○照屋政秀管財課長 土木建築部所管となっております。

○具志孝助委員 本来は行政、いわゆる部局側が行政財産の不要なものは普通財産にして管財課が管理して、それを処分にかけるというのが普通の形ではないですか。

○照屋政秀管財課長 委員御指摘のように、普通財産については基本的には管財課に所属となっておりますが、公有財産規則で、ただし、管財課において管理または処分することが技術その他の関係から不適当と認められる普通財産については、知事が指定するというので、今、土木建築部で管理していることになっております。

○具志孝助委員 土木建築部が管理しているのは、どういう理由ですか。

○平敷昭人総務部長 今、手元に詳しい資料がないのですが、空港残地につきましては、下地島空港周辺の土地で、その土地利用上、一体となった管理といえますか、そういうことも必要ということで、下地島空港を所管している土木建築部で周辺の土地利用も含めて管理したほうがいいのかということ、土木建築部で所管しているかと思つています。

○具志孝助委員 処分すべきだと思つながら処分ができない、あるいは賃料も入ってこない。この不良

債権化している土地はどれくらいありますか。

○照屋政秀管財課長 平成27年3月末現在の面積として、356万1347.05平米が未利用地となっております。

○具志孝助委員 これはどうされますか。きちんと対応していますか。

○平敷昭人総務部長 未利用財産の売却に関しては、現在、貸付地の売り払い促進のために、民間委託して売却促進を図っていることもあります。あとは、基本的に大規模な普通財産—未利用地については、庁内で利用計画があるかどうかということをまず照会をかけて、それでもない場合は所在市町村、あとは国や公共的機関に照会して、利用計画があるかどうか諮ります。それでもない場合は、一般公募という形で売却等を促進する形にしておりますが、なかなか進んでいないものもありますので、その辺は先ほど申し上げた売却のための民間の活用を進めていきたいと考えております。

○具志孝助委員 この件も、機会を見て調べたいと思っています。

もう一点だけ、特別会計の中で所有者不明土地の問題がありました。この辺も前から私は指摘しているのですが、今どのような状況にあるのですか。どういう見通しですか。

○照屋政秀管財課長 平成24年度から実施しております所有者不明土地の実態調査事業については、2年間の予備的調査を経て、平成26年度から本格調査をスタートさせております。また平成27年度からは対前年比で約2倍の予算を確保し、所有者探索に外部委託を導入するなど、実態調査の加速化に努めているところであります。平成28年度も同額程度の予算で実態調査を実施することとしており、平成29年度をめどに調査を終えたいと考えております。

○具志孝助委員 これだけの巨額な予算を充てて、年間でどれだけの所有者を捜し当てることができるのですか。坪数だとか、件数だとか。例えば、前年度実績は。

○照屋政秀管財課長 返還の状況ですが、過去3年間で平成24年度は市町村の関係で5筆、平成25年度は市町村関係で3筆、平成26年度は市町村の関係で1筆、合計9筆ということで、なかなか返還が進んでいない状況です。

○具志孝助委員 平成24年度から9筆を解決したということですが、全体で何筆残っていましたか。そして、何年度の解決をめどにしていますか。

○照屋政秀管財課長 実態調査を平成24年度から

行っておりまして、それについては測量等の調査や真の所有者の探索の調査を行っており、それが終わるのが平成29年度ということで考えております。

○具志孝助委員 これは、実態調査が終わるわけであって、完結という話ではないですね。これも時間かかるようですから、またにしたいと思います。

次に、知事公室関係で、基地の整理縮小という意味でいつも関心を持っていますが、基地関連業務費が3億4500万円あります。今、どのような状況にあるのか、まず説明をお願いします。主なところよろしいです。

○運天修基地対策課長 平成25年4月に嘉手納基地より南の施設区域の統合計画が発表されておりますが、その状況を御説明いたしますと、平成25年8月に牧港補給地区の北側進入道路が約1ヘクタール、それから平成27年3月末にはキャンプ瑞慶覧の西普天間地区の約51ヘクタールが返還されております。また、平成25年7月に牧港補給地区の第5ゲート地区の約2ヘクタール、平成25年9月にキャンプ瑞慶覧施設技術部の地区内の一部、それから白比川沿いの沿岸部区域約11ヘクタールが日米合同委員会で返還合意がされているところでございます。牧港補給地区の移設先として、平成26年4月にはトリイ通信施設、平成27年1月には嘉手納弾薬庫知花地区におけるマスタープランが日米合同委員会で合意されております。さらに昨年の12月の日米の共同発表で、牧港補給地区の国道58号沿いの約3ヘクタールの返還、普天間飛行場東側の一部土地4ヘクタールについて、統合計画を前倒しして平成27年度中に返還を実施するために作業を加速されるということが確認されたという状況でございます。

○具志孝助委員 今、順調だと考えておりますか、それをもっと促進しなければならないと思っておりますか。そのために、どのようなことを今考えているのか、お尋ねします。

○運天修基地対策課長 この統合計画では、おおむね二、三年のうちに移設先のマスタープランを作成することになっておりまして、そのマスタープランがまだ出てきておりませんので、詳細な情報が移設受け入れ先、それから移設されるところにおいてもその状況がまだ把握できないということで、国に対して詳細な情報を早目に提供するよう求めているところでございます。

○具志孝助委員 マスタープランというのは、国から出てくるのですか。

○運天修基地対策課長 米側で作成して、日米で合

意をして出されるということになっています。

**○具志孝助委員** 待ちの姿勢ではだめだと思います。特に基地問題に対する国とアメリカの交渉事は余りにも時間がかかる。例えば、地位協定の改定の問題であっても、あれだけ言ってもなかなか前に促進しないと。かなり腹をくくって、ここから締めつけて呼びかけないといけないと思っています、私はそれが弱いのではないかと思っているのですが、牧港補給地区を沖縄市の嘉手納弾薬庫知花地区へ移設ということですが、これは今どういう状況にありますか。

**○運天修基地対策課長** 牧港補給地区等の嘉手納弾薬庫知花地区への移設については、去年の10月に防衛副大臣が沖縄市長に受け入れの要請をしております。沖縄市長は其中で、アリーナの整備や河川の氾濫への対処、それから地元の振興、そういった課題の対応を求めている、今後、政府から説明を聞いて地元の理解が得られるかどうかを見きわめて、沖縄市長としては受け入れの判断をしたいということです。

**○具志孝助委員** これは国との交渉事であって、これだけ具体的に沖縄市が要望しているわけですが、県がこれにどう絡んでいるかということです。

**○運天修基地対策課長** この要望については、先月行った沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協の総会でも沖縄市長から要望がありましたので、先週、国に軍転協として要望を持っていったのですが、その中で要求をしているところです。

**○具志孝助委員** 沖縄市側には新たな基地の負担になるわけですから、県としても、具体的に沖縄市側としっかりと詰めて、沖縄市側の意向を十分に聞き入れて、一緒になって強く働きかけることが必要だと思います。待ちの姿勢では、これらの問題は前向きに検討する、なるだけ早い時期に、平成何年度より速やかにという表現の仕方ですから、なかなか容易なことではありません。私から見れば、県の姿勢もどうも弱いような気がします。もっと強く一緒になって関係市町村とプロジェクトチームを組んで、集中をしてやっていくべきだと思いますが、いかがですか。

**○運天修基地対策課長** 私どもも定期的に、移設先の市町村に出向いて関係部署と意見交換をして、どういう課題があるか、そういったことも意見交換をしながら、しっかり機会あるごとに国とそういう意見の交換もしているところでございます。関係部局におきまして、例えば沖縄市の知花地区ですと、河川の氾濫があるので、河川の改修については土木

建築部とも情報共有しながら進めているところでございます。

**○具志孝助委員** もう一点、アリーナの建設がありますよね。この件についてはどのように取り組んでいますか。県もかかわってやっていますか。

**○運天修基地対策課長** アリーナについては、我々のところに沖縄市から具体的な説明はございませんので、それに対して取り組むということは今のところありません。

**○具志孝助委員** 承知はしていますよね。

**○運天修基地対策課長** そういう発言をしていることは、承知しております。

**○具志孝助委員** その大きな政策の目玉になっているので、その実現をどうしてもこの機会に果たしたいという強い要望を持っているようなので、これも力になってやっていくと。我々も協力して、党としてもやっていきたいと思っています。県にはもっと真剣になって取り組んでもらいたいと思っています。

知事公室長、きのう、和解について新たに聞いてびっくりしているのですが、判決には従うが、この判決は今上がっている2つの案であって、それ以外とは関係ないというような答弁をして、きょうのメディアで全国的なニュースにもなっているのですが、これを改めてお伺いしますが、和解の目的はということだと受けとめていますか。いわゆる裁判所が和解勧告をした狙いは何だったと考えていますか。

**○町田優知事公室長** 和解の目的という御質疑でしたが、裁判所から最初の和解案が提示されております。その中で裁判所の見解として、「本来あるべき姿としては、沖縄を含めオールジャパンで最善の解決策を合意して、米国に協力を求めるべきである。そうならば、米国としても、大幅な改革を含めて積極的に協力をしようという契機となりうる」という文言がございます。あるいは、それぞれに対して訴訟、敗訴のリスクがあるとか、そういうことを裁判所も示しておりまして、そういう見解をもとに裁判所で和解を勧めてきたという経緯でございます。

**○具志孝助委員** もっと根本的なところで、普天間飛行場の危険性の除去ということは早急に解決しないといけない。しかし、今のような状況でいくと訴訟合戦になってどうにもならない。ここは、3本の裁判を1本に絞ってやったほうがいいのではないかなというような考えもあって、2つの和解勧告が出されたと思いますが、いかがですか。

**○町田優知事公室長** 裁判所から示された文書、あ

るいは裁判長からそのような発言を私どもは聞いたことがございませんので、その点について裁判所がどう考えているかは私どもも把握しておりません。

○具志孝助委員 国・県に対して、問題を早急に解決したいと、しかも円満に解決したいということで和解案が出されたわけでしょう。

○町田優知事公室長 早急に解決したいという考えは私どもも同じでございますが、その意味では今回の和解案の内容は早期に解決したい、早期に事務処理を進めたいという私どもも意向もっているという理解しております。

○具志孝助委員 和解条項が9項目あって、9項目についてはきょうのメディアにも詳しく解説や論評がされていますが、この判決に従うと。判決に従った後、その主文の趣旨に沿った手続を実施するとともに、その後もその趣旨に従って、互いに協力して誠実に対応することを確約すると。このくだりをどのように解釈していますか。

○池田竹州基地防災統括監 仮に、判決において、取り消し処分が適法であった場合は、国がそれに沿った形でやる。取り消し処分が違法であるという判断が示された場合は、それに沿って県は承認取り消し処分を取り消すことになるかと思えます。以上のことから、県及び国に従うものは、主文及びこれを導く承認取り消しの適法性についての判決理由の中の判断であるというのが、この条項が意味するものだと考えております。

○具志孝助委員 すなわち、この判決の主文のみならず、それに沿った、いわゆる判決の趣旨に従ってお互いに誠実に協力していく。問題は、普天間飛行場問題を解決するためにどうあるべきかということが今回の大きな争点だったと思えます。この主文に従って、判決の趣旨に従って、その後もお互い誠実に履行するという点について、この和解条項9項の後段についてどのように解釈するか、改めてもう一度お聞かせください。

○池田竹州基地防災統括監 繰り返しになりますが、主文、それを導く取り消しのあくまで適法性についての判決理由の判断ということになるかと思っております。

○具志孝助委員 この件については、後に予算特別委員会にて要調査事項として上げてください。

○山内末子委員長 翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 まずは、知事公室の基地対策関係予算の質疑から行います。

今、具志委員からもございましたが、国と県の和

解が成立をして、いよいよ新しい局面に入っていると思います。この埋立承認取消訴訟に伴う2つの訴訟の判決が出た後、きのうの質疑でもありましたが、いわゆる辺野古への移設を阻止するためにあらゆる手法が考えられるという質疑等があり、それに対して、フリーハンドで、判決には縛られないというような答弁だったと思いますが、そのくだりをもう一度きちんと説明していただけますか。

○町田優知事公室長 今回の和解の内容ですが、これは、双方が現在、福岡高等裁判所那覇支部で継続している2件の訴訟について取り下げるということで和解しております。今後の手続については、既に政府からは是正の指示が出ておりますので、これに対して県が不服の場合は、国地方係争処理委員会に申し出ます。国地方係争処理委員会の判断が出て、それに対して不服の場合はさらに訴訟になると思えます。その結果、高等裁判所、最高裁判所の判決が出ます。その判決については従うということで、この和解の内容になっております。したがって、その判決、裁判の中で、県が行った承認取り消しが適法か否かという結論が出ますので、その判断については従うということでございます。ただし、県の方針として、あらゆる手法を用いて辺野古に新基地はつくらせないという方針が変わりはないということをお述べたものでございます。

○翁長政俊委員 再度確認しますが、今、和解の条項に沿って、出た判決については従うが、県側に不利な判決が出た場合、県は埋め立てに関する知事が持っている権限、裁量権を用いて、あらゆる手法で知事の公約を実現するために対抗措置をとり得る、そこはフリーハンドだという認識でよろしいですか。

○町田優知事公室長 対抗措置がどういうことになるかは微妙なところがございますが、少なくとも県として権限を有しているものについては、県として法令にのっとり、しっかり対応していくということでございます。

○翁長政俊委員 この間の法廷闘争の県側の答弁、裁判の中での皆さん方の発言等を聞いていますと、あくまでも法的な瑕疵があるという中で取り消しを行ったと。まず取り消しが先という認識ではなかったという発言をされてはいますが、それはそのとおりでよろしいですか。

○町田優知事公室長 第三者委員会の検討結果を踏まえ、県庁内で精査した結果、取り消し得べき瑕疵があると認められたため、承認を取り消したものでございます。

○翁長政俊委員 防衛局が埋立変更承認申請を出した場合、それについては要件に従って判断するという認識をきのうも示されましたが、それでよろしいですか。

○町田優知事公室長 そのとおりでございます。

○翁長政俊委員 そこで、知事が言うありとあらゆる手法を駆使して辺野古移設を阻止することと行政手続との問題なのですが、今確認したように行政手続は何人たりとも公平公正に対応せざるを得ないという、ここは確認できますか。

○町田優知事公室長 一般論として、行政が公平公正であることは当然であると考えております。

○翁長政俊委員 これは一般論ではなくて、普遍論ではないですか。そうあるべきではないですか。Aさんに対する行政手続とBさんに対する行政手続が同じ案件であれば、同じように対応すべきですよね。それが行政側に求められている対応ではないですか。

○町田優知事公室長 まさにおっしゃるように、公平公正に対応するのが行政として当然だと考えております。

○翁長政俊委員 そこで、あらゆる手法を駆使して、知事は辺野古移設をとめるということをおっしゃられます。事前に県は、議会でも知事権限が10ほどあると言っていますよね。改めて、ここはどういう手法があるのですか。教えてください。

○町田優知事公室長 知事が10ほどあるとかつて申し上げたのは、たくさんありますという趣旨であって、必ずしも10挙げることはできませんが、例えば変更承認申請の際の承認権限などがあるかと思えます。

○翁長政俊委員 もっとほかに事例はありませんか。あなた方が対応できる知事の裁量ないし権限です。

○町田優知事公室長 例えば、漁業調整規則に基づく権限などもあるかと思えます。

○翁長政俊委員 私が承知しているのは、赤土流出防止の条例とか、公有水面とか、今まさに知事公室長が話したような問題が出てくると思えます。これを改めて洗い出して皆さん方が準備していたということは、これをやるという思いでこういう準備をなさっていたのですか。

○町田優知事公室長 当然ながら、私どもとしては知事の政策の柱であります、辺野古に新基地をつくらせないということを全力で取り組んできたところでございます。そのためにどういうことができるのかということ、これまでさまざまな角度から検討しておりまして、その上で、どのような権限がある

かということについても内部で議論しております。

○翁長政俊委員 特に、県の行政手続と公約実現という知事の政治目的を達成するために、あらゆる事業に特定に厳しく対応していくということは今後もないと理解してよろしいですか。

○町田優知事公室長 行政として法令に基づいて、法令に沿って権限を行使することは当然であると考えております。

○翁長政俊委員 それでは1つ例を出したいのですが、知事が160ヘクタールの辺野古埋め立てを阻止するというお話を言っておられて、那覇空港の第2滑走路についての埋立検証、これはどのような形で行われましたか。

○町田優知事公室長 那覇空港の埋立承認につきましては土木建築部で所管しておりますので、私どもも詳細には承知しておりません。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、知事公室長から所管外であり答弁できない旨の説明があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 答えられないということですが、私がここで問題にしているのは、知事の政治公約を実現するために、申請者に対して不当に行政手続が扱われるということになると、職権の濫用とある一面では見られると思っています。ですから、行政手続というのは、ある意味では何人にも公平であるべきだし、知事の政治目的を達成するために行政手続を利用して、あらん限りの嫌がらせ、さらには無理難題といったことが出てくるという話になると、これは行政手続法上おかしいと思います。この見解はいかがですか。

○町田優知事公室長 委員のおっしゃるように、行政手続は公平公正に進めなければならない。それはまさしく県も同じ考えでございます。したがって、これまでも法令にのっとって対応してきたところでございます。

○翁長政俊委員 この問題について、これが幾つか散見できます。岩礁破碎の問題についても、知事からありとあらゆる手法で岩礁破碎の問題を検証しろということで、いろいろな手法を使って岩礁破碎の問題を行政手続でとめようとしている。こういうことも、私は行政が行っている行政手続の上では問題があったと認識しております。その出てきた結果が、岩礁破碎についてはなかったと。いたずらに先延ばしをするとか、嫌がらせとまでは言いませんが、知

事が持っている権限をもとにあらん限りのことをやってくるというのでは話にならないのであって、そこはもう少しきちんと襟を正してこういった問題にも対応すべきだと思っています。当然、この部分は司法の段階でも問われてくると思います。知事は自分が持っている裁量権で何をやってもいいということではないので、そこは法令上、社会通念上も含めて、しっかりと県民ないし国民が理解できるように行政手続法にのっとったやり方をしないと、なかなか理解が得られないだろうと思っておりますので、そこはきちんと対応していただきたいと思っております。

再度お伺いしますが、行政手続の行使については、今確認をしたように、公正公平という考えのもとでこれからの対応を行っていかれると認識してよろしいでしょうか。

○町田優知事公室長 今後とも公平公正に法令にのっとり対応してまいります。

○翁長政俊委員 次に、総務部について、県の不用額と繰越額がかなり高額に上っており、高い比率だろうと思っておりますが、この対応については新年度で特にどういうことをやろうと考えておいでですか。

○平敷昭人総務部長 繰り越し、不用、執行率の向上のためということではありますが、これまでもやってきたものがまず一つありますが、用地取得関係については委託料を措置しまして、補償料算定、所有者への説明・交渉等の業務を助力いただくようなことを考えております。それから、平成28年度からは、工事の設計書の作成業務がございしますが、それについても委託料を措置しまして執行を早めようと考えております。また、工事に入る前の設計で、現場での調整に時間がかかっているというものがあるので、前年度で設計を措置していたものを前々年度から措置しようということで、なるべく事前の調整が早く終わるようにしようと考えています。あとは、特に沖縄振興公共投資交付金—ハード交付金の関係ですが、土木建築部や農林水産部、教育庁、企業局などいろいろありますが、その執行率の状況を踏まえて、執行率も余裕があるところに少し予算配分をシフトしようかと。来年度は企業局関係が比較的、執行に余裕があったものですから、そこに予算をシフトして、土木建築部あたりを少し抑えた形で、とにかく執行率を上げようと考えております。

○翁長政俊委員 ハード事業は、県全体の繰越額の構成比でどれぐらいになっていますか。

○渡嘉敷道夫財政課長 ハード交付金の平成26年度の数字ですが、繰越額は424億円で、繰越率は45.3%でございます。

○翁長政俊委員 土木建築部単独では幾らありますか。

○渡嘉敷道夫財政課長 今、申しあげました平成26年度のハード交付金の土木建築部の現年度分の繰越率は53.6%となっております。

○翁長政俊委員 これは異常な数字ではないですか。

○渡嘉敷道夫財政課長 繰越率としては高いと考えています。

○翁長政俊委員 類似県と比べてどうですか。全国平均でもいいです。

○渡嘉敷道夫財政課長 総務省の調査が手元にありますが、その中では平成26年3月末時点での契約率の比較がございまして、平成26年3月末時点における本県の契約率は84.5%、全国平均では84.7%となっております。ただ、これと繰越率とは……。

○翁長政俊委員 繰越額があるはずですが。全国と県内の繰り越しの構成比率を教えてください。

○渡嘉敷道夫財政課長 総務省のデータで平成25年度の繰越明許費の全国との比較の数字がございしますが、全国の平均が実額676億円に対しまして、沖縄県は平成25年度は954億円となっております。

○翁長政俊委員 いつだったか、これを調べたら全国は繰越率が20%以下だったはずですが。我が県は50%近くあるのです。この対比で異常だと言っているのです。執行率がとても悪いという指摘なのです。ですから、新年度はここをどうするのか。次年度に繰り越して、また今年度も玉突きになって、その次年度もまた同じようなことが起きるという話なのです。ここをきちんと押さえておかないと、この対策はできません。

○平敷昭人総務部長 たしかハード交付金が平成27年度に縮減されたときに、全国平均ではありませんが、国の公共事業の執行率が18%ほどだったのに、沖縄県は三十数パーセントあり、その差分が削減されたという経緯が確かにございました。そういうことで、沖縄県でもいろいろな取り組みを行って、なかなか決定打が出せていないこともあります。地道な取り組みを行っていくしかないということでございます。繰越明許費も9月から計上したりして、その工期を確保して、とにかく早い段階から契約を結ばせようとしています。ちなみに平成27年度の2月補正までの繰越明許費を計上しておりまして、この額も大きいですが、議決ベースでトータル1123億円

ございます。これは平成26年度の繰越明許費より143億円ほど現時点では減少しているところです。これは議決額ですので、執行が早まって、実際に繰越計算書という形で上がっていけばもう少し減ると思えますが、繰越明許費を早目にとって工事を早目に行っていただくこと。それから、交付金ができるときに担当職員は増員しているのですが、やはり委託をして民間の力も活用していく。箱物をつくる際にも、設計書の積算業務を職員の力にプラスアルファする形で委託をして増強する。あとは、毎月の執行管理会議で不用額等を早目に把握してほかに回したり、市町村に融通する。また毎月一度、幹部会議でも執行状況を報告してハッパをかける。そういうことを行いながら、貴重な予算を効率的に活用していくことを取り組んでいくしかないと考えております。

○翁長政俊委員 いずれにしろ、腹をくくって頑張ってください。

○山内末子委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 まず最初に基地対策課に確認したいのですが、先ほど牧港補給基地の移設の話が出たときに、沖縄市長からアリーナの建設の高率補助と河川の対応についてというところがありましたが、県としては、移設の条件として沖縄市長がそれを要望しているという受け取り方になっているのでしょうか。認識について、お聞かせください。

○運天修基地対策課長 先ほどもお答えしましたが、副大臣が来られたときに、沖縄市長からそのような発言があったことは承知しております。

○花城大輔委員 軍転協でも似たような話があったということですが、あれは2級河川なので、県管理だと思います。しかも20年ぐらい前から雨が降るたびに床上浸水したり、車が流されたり、地域住民は恐怖を感じているのです。これは土木建築部にもずっと言ってきましたが、基地が関連しているということで対応が非常に難しいようです。基地があるがゆえに地域住民が苦しんでいるということを基地対策課としても御理解を深めていただいて、早急な対策を力を合わせてやっていただきたいと要望しておきます。何かあった後では遅いのです。頭の高さまで浸水しているところもあるので、ぜひお願いします。

次に、裁判のことですが、裁判費用は予算のどこに入っているのですか。

○池田竹州基地防災統括監 訴訟費用につきましては、今後の展開が現時点で不明であるということで平成28年度予算には計上しておりません。

○花城大輔委員 では、和解案の概要の9項目です

が、「手続を実施するとともに、その後も同趣旨に従って互いに協力して誠実に対応することを相互に確約する」とありますが、この条文があるということは、この件については訴訟問題にしないという理解でいいですか。

○池田竹州基地防災統括監 想定されているのは、公有水面埋め立ての取り消しに関する訴訟ということで、その訴訟につきましては判決が出次第、それに従っていくという形になるかと思えます。

○花城大輔委員 ワシントンの駐在員活動費についてお尋ねします。一般質問で島袋大議員が質問した内容なのですが、コンサルタント系との契約の金額について改めて確認しますが、この7369万6000円の中に入っているのですか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 ワシントン駐在員活動事業費の中に再委託経費がございます。

○花城大輔委員 契約しているコンサルタントは1社ですか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 1社がこの前の御質問があったものでございまして、あと3社ございます。

○花城大輔委員 それぞれの契約している仕事の内容については説明できませんか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 失礼いたしました。今の説明は平成27年度予算のものでございます。再度訂正させていただきますが、次年度の再委託については、まだ決まっていないところです。

○花城大輔委員 これは一般質問の中にもあったのですが、契約の内容が自動更新になっているという質問に対して、答弁がどうだったか覚えていないのですが、改めて説明いただけますか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 マーキュリー社との契約は2月末日での終了となっております。

○花城大輔委員 あとの3社はどうなっていますか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 あとの3件でございますが、内容を申し上げますと、アメリカでの不動産関係のあっせんの再委託、アメリカの弁護士への再委託、アメリカの会計士の再委託ということでございまして、これも今年度末で終了ということでございます。

○花城大輔委員 前年度に比べて予算額は減ってはいるのですが、一般質問の中ではたしか契約金が約1300万円の予算プラス、個々に依頼する仕事に合わせて予算がふえていくということだったと思います。まずはマーキュリー社に頼んでいた仕事の内容と成果について、説明をお願いできますか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 再委託でございますが、マーキュリー社はワシントンDCやニューヨーク等、7つの州に拠点を持つ公共戦略事務所でございます。元下院議員や元大使が在籍するなど、外交や公共政策の分野に強みを持っているというところでございます。マーキュリー社は、連邦議会やワシントンDCの情勢や仕組みに見識が深く、政策立案者とのネットワークを有することから、専門家としての助言及び連邦議会議員への面談設定などの業務を受託業者であるワシントンコア社が再委託したものでございます。

○花城大輔委員 実際にマーキュリー社に支払った金額は幾らになりますか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 これは再委託をするということで、マーキュリー社から承認申請がございまして、その承認申請の額で申し上げますと1285万2000円でございます。

○花城大輔委員 マーキュリー社とは契約が2月末で終わっているという話でしたが、マーキュリー社が担っていた役割は、新年度はどこが担当するのでしょうか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 次年度については、契約等を含めて、決まっているものはございません。

○花城大輔委員 そもそもマーキュリー社に期待をしていた有力者のような存在の方々とか、そのようなことは特別いらなかったということになるのでしょうか。

では、1300万円を支払っていた予算は、次はどのコンサルタントとも契約をしないということでしょうか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 これについては契約するか、しないかも含めて、現在決まっているものはございません。

○花城大輔委員 改めてマーキュリー社、またはプラス3社と契約をした成果についてお聞かせいただきたいと思っております。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 マーキュリー社のネットワークを活用しまして、知事及びワシントン駐在員が直接連邦議会議員と面談を行い、知事の考えと沖縄の正確な状況を説明し、理解と協力を求めたというところでございます。

○花城大輔委員 では、約1285万円の支出が次年度は予定をしていないということですが、7900万円だった予算が7300万円台になったということは、ほかの予算が多くなったように感じますが、実際に何がふ

えてきたのでしょうか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 まずイニシャルコストの部分がございまして、イニシャルコスト—初期投資の部分で、ワシントン事務所の不動産関係の手当て、あるいは職員の住宅のあっせんなど、そういう初期投資の部分が次年度は不用になっておりますので、その分は減額しているということでございます。

○花城大輔委員 加えて、コンサルタントに支払っていたお金が次年度は入っていないわけですね。その分に合わせると、実質、何がふえてきたのかということを知りたいわけですね。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 基本的に今年度の予算と変化はございません。初期費用のみ減額しているということございまして、次年度、再委託をするかどうかも含めて、まだ決定はしていないということでございます。

○花城大輔委員 ですから、コンサルタントに契約する予算を今は確保していないのであれば、これは6000万円になりませんかと聞いているのです。

○池田竹州基地防災統括監 再委託を含めて、委託料は今年度とほぼ同額を確保しているところです。業務の性質上、再委託が恐らく必要になるかと思いますが、委託先をマーキュリー社と継続するかについてはまだ決まっていなくて、マーキュリー社を含めて、情報収集をして検討を行っているところだと聞いております。

○花城大輔委員 予算としては入っているが、どこにも契約していないということですね。この件は再三質問に出るのですが、本当に中身がわかりづらいといいますが、例えば職員の給与に関してもなかなか答えてくれないではないですか。それを聞いて、多いとか少ないとか言うわけではないと思います。ただ、民間の方の収入は明るみにして、職員だけなかなか口を閉ざすというのは、まさに何かあるのではないかと思ったりするのですが、これからも公開するつもりはないのですか。

○町田優知事公室長 本会議でも答弁しましたが、ワシントン駐在所の職員は2名しかおりません。したがって、仮に人件費の総額を公開した場合、その2名の個人の所得という個人情報推測されてしまいます。したがって、個人情報を保護するために公開については控えさせていただきたいということでございます。

○花城大輔委員 少し脱線するかもしれませんが、政策参与の件は言うけれども、ワシントンの駐在員

のことは言わないというのは、何が違うのですか。

○町田優知事公室長 特別職と一般職の違いです。政策参与については特別職です。したがって、知事、副知事と同様に給与については公開されております。これに対してワシントン事務所の職員、一般職については個人情報として公開を避けたいということでございます。

○花城大輔委員 改めて、成果をお尋ねしたときに、こういう人たちと面談をしたとか、そういうことが上がってくると思いますが、実際、成果というのはそういうことではないと思います。ワシントン事務所を開設した結果、何ができたかを聞きたいわけです。そして、次年度については何をするのか、何を目指すのかということを知りたいのです。前年と同じ予算をつけて、ワシントン事務所を継続をして何をしようとしているのか、改めてお願いします。

○町田優知事公室長 ワシントン事務所を設置した目的については、これまでも申し上げたように基地関係の情報収集、それから沖縄の状況の情報発信等を目的にしています。したがって、多くの方々とお会いして、意見交換をすることが大事だと考えておりますので、ワシントン事務所ではさまざまな機会を捉えて、米国政府や連邦議会、あるいはシンクタンクの方々、そういう方々とお会いして意見交換をし、情報収集と情報発信をしております。そういう作業の効果につきましては、確かに一朝一夕にこれができるか、そういうことにはなかなかありませんが、そういう日々の仕事の積み重ねが県としては沖縄の状況をよくしていくことに役立っていくものではないかと考えております。

○花城大輔委員 年間これだけの予算をかけて得られる情報や出会える人など、それに価値があると判断して継続するというのがあれば、それを説明できる状態にすることも努力していただきたいと思えます。

○山内末子委員長 休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時23分再開

○山内末子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑をいたします。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 議案説明会で皆さんからいただいた平成28年度当初予算（案）説明資料に基づいて質疑をさせていただきます。

まず、当初予算案が7542億円、これは過去最高額の予算だと言われておりますが、一般質問でもさせて

いただきましたが、その要因は何であるか、教えてください。

○平敷昭人総務部長 平成28年度予算は7542億円となっておりますが、この予算案の規模がふえた要因としては、地方消費税の増に伴って市町村へ公付する地方消費税交付金などが増となるほか、少子高齢化の進展により、社会保障関係費は過去からずっと伸びているわけですが、その辺の社会保障費への増等が影響していると考えております。その財源としましては、景気拡大等によって増収が見込まれる県税のほか、国庫支出金はほぼ前年度並みですが、それとか、財政調整基金からの繰入金などによって対応したところでございます。

○仲田弘毅委員 県税が大幅にアップしたということも職員のこれまでの努力のたまものだと考えておりますが、やはりそれと同時に景気の拡大状況といえますか、けさの報道を聞いていますと、正規・非正規雇用の皆さんの賃金が正規雇用で6300円、非正規雇用で3300円上乗せされて上昇に向かっていくという報道もありまして、間違いなく今、本県経済は観光を中心とした底上げがなされているのではないかと考えています。その中で、沖縄県のみならず沖縄振興一括交付金—一括交付金を使って一日でも早目に自立型経済の構築を図らなくてはいけないと考えていますが、そのことについて部長の考え方はどうでしょうか。

○平敷昭人総務部長 平成24年度以降、一括交付金という制度ができて、さまざまな振興に取り組んでおります。特に観光関係はプロモーションやいろいろな観光客の受け入れ体制の整備のための事業も行っていますし、商工関係だと企業立地のためのさまざまな取り組みも行っております。そういうことで、中長期的な税源が涵養されます。あとは観光客がふえることによって県内企業、特に観光関係の業界、宿泊や飲食店など、そういったところの所得がふえるというところで、納税義務者がふえて、税収にも反映されているのではないかと。そういうことで県財政の話においては自主財源がふえていきます。あとは経済が活性化することによって経済規模が拡大していき、自立経済がうまく回転していくことを期待しているところでございます。

○仲田弘毅委員 一括交付金は、従来沖縄振興予算として宛てがわれてきたわけですが、10年スパンのUターン時期といえますか、ちょうど5年目に入っていますので、これは一般質問でもやりましたが、先ほど部長がおっしゃった自主財源比率は従来30%

前後だと思いますが、今回、当初予算であっても31.5%ぐらいです。これは決算してみないと、それだけいくかどうかはわかりませんが、やはり31.数%であるというのは、沖縄県経済にとっては大きな、将来に向けて明るい材料だと感じます。しかし、いずれにしても九州の34.5%、全国の45.4%には、まだほど遠い。そういった意味合いにおいても、国からの交付金、国庫も含めて、これはやはり大きな、お互いが獲得していかなければならないことでありますので、ぜひ、今後ともそのことを含めて御努力をお願いしたいと思います。

次に、町田知事公室長にお伺いします。

これも毎回質疑しておりますが、説明資料9ページの不発弾等処理事業です。これはことしも、昨年度も28億円前後の不発弾処理費用がかかっていますが、大体これは年間どれぐらいの不発弾処理で、あとどれぐらいで沖縄県の不発弾処理が終わるのか、そういった見通しも含めて御答弁をお願いします。

○知念弘光防災危機管理課長 沖縄戦における不発弾の推定埋没量は約1万トンとされておりまして、平成26年度末までに約7967トン进行处理しましたが、約2033トンが現在も埋没していることになりまして、毎年約30トン前後で処理が推移しておりますので、全てを処理するためには約70年かかると言われております。

○仲田弘毅委員 二、三カ年ぐらい前から、沖縄県の不発弾処理は大体あと70年かかるという話を聞いているわけですが、これは復帰以前には米軍が中心になって処理したと思いますが、現在はこういった処理方法で処理しているのか、教えてください。

○知念弘光防災危機管理課長 不発弾が発見された場合は、発見者から警察及び市町村に届け出がなされ、警察官による現地確認の後に、不発弾と判断された場合には県警察本部から陸上自衛隊に処理の要請がいきまして、陸上自衛隊が出動して不発弾の確認が行われております。

○仲田弘毅委員 警察から自衛隊ということですが、これは陸上自衛隊ですか。

○知念弘光防災危機管理課長 陸上自衛隊でございます。

○仲田弘毅委員 不発弾処理、それから離島・先島関係の緊急の患者を移送するときにも自衛隊の皆さんには大変お世話になっているわけですが、負の遺産と言われている不発弾処理は、前倒しでもいいから早目にやっていけるように自衛隊の皆さんにも要請をして頑張っていたいただきたいと思えます。

次に、総務部の私立学校等教育振興費がありますが、これはどうでしょうか。

○宮城嗣吉総務私学課長 私立学校等教育振興費は事業名で、平成28年度は22億6279万2000円計上しておりますが、これは私立学校及び専修学校、各種学校等の健全な発展を図るとともに、教育内容の充実を期するための経費です。内容としましては、一般補助、経常費補助等8つの補助事業と、奨学のための給付金の支給となっております。

○仲田弘毅委員 予算書では33億円くらいになっておりますが、内訳として私立学校等教育振興費と高等学校等就学支援金事業、この2つに分けて考えていると捉えてよろしいでしょうか。

○宮城嗣吉総務私学課長 事項名で私立学校等教育振興費は38億8079万円は3つの事業で構成されておりまして、先ほどの私立学校等教育振興費が22億6279万2000円、2つ目に高等学校等就学支援金事業が15億4719万円、3つ目に私立学校施設改築促進事業費補助金が7080万8000円、この3つで構成されております。

○仲田弘毅委員 私立学校等教育振興費の中に、例の沖縄アミークスインターナショナルの支援金も入っていますか。

○宮城嗣吉総務私学課長 経常経費補助として入っております。

○仲田弘毅委員 現在、沖縄アミークスインターナショナルにはどの程度予算が出されていますか。

○宮城嗣吉総務私学課長 経常経費補助として個別の学校に幾らの補助金を交付しているかという部分は、一般的には公表していないところです。

○仲田弘毅委員 沖縄アミークスインターナショナルは一時期、大変厳しい学校運営を強いられていた時期もありましたが、PTA活動、保護者会の皆さんもようやく落ちつきを取り戻して、子弟教育に保護者並びに教職員が一緒になって頑張っています。しかも、民間の運営であるといっても、私学の一番の特徴を生かした外国語教育もしっかりと施されていますので、そういったところも含めて、県としてしっかり支援をしていただきたいと思います。

加藤警察本部長、予算書には出ていませんが、当初予算(案)説明資料の公安委員会のページで、額は少ないのですが、糸満警察署新庁舎建設事業というのがあります。県で予算化をするとき、箱物をつくる時にはかなり気をつけてやってくださいと。箱物施設の整備については、優先順位をしっかりとつけて、年次的に整備することとわられています。

今回、糸満警察署が595万7000円、額的には調査費だと思いますが、その内容について説明をお願いします。

○加藤達也警察本部長 本日は、警察本部の各部長等が出席しておりますので、お許しをいただきまして、御質疑につきましてはそれぞれの所管の部長等から答弁させていただきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○幡谷賢治警務部長 糸満警察署の庁舎整備事業ですが、平成28年度といたしましては、土地鑑定評価と移転補償費の積算委託ということで、595万7000円を計上しています。

○仲田弘毅委員 本県においては、警察署が14署ありますが、その老朽化という観点からしますと、現在の糸満警察署、そして、次にどこが来て、その次はどこであるかという想定もできるかと思っております。

○幡谷賢治警務部長 原則として、築年数から建てかえの順番を考えておまして、そのほかにも、老朽度やコンピューターが入って従来のものよりは狭くなっているということを勘案したり、あるいは警察署の規模が大きくなっている、それも狭隘の理由になります。そういったことを総合的に検討した上で計画しておりますが、今のところ糸満警察署が築37年経過しております。その次に、宜野湾警察署が築35年ぐらい経過しております。名護警察署についても築34年、石川警察署が築33年というように、30年以上のものもたくさんございますので、順次計画していきたいと考えております。

○仲田弘毅委員 学校関係では、海拔ゼロメートル地域の学校は高台につくってくださいと。それから最寄りの公共施設、例えば警察署も所轄ですが、海拔ゼロメートル地域で避難場所に想定されるようなところ、その耐震性、それから津波対策も含めてという話ですが、名護警察署は、ほとんど海拔ゼロメートル地帯で、二、三メートルしかありません。糸満警察署はどうですか。

○幡谷賢治警務部長 糸満警察署も海から直近でありますので、海拔としては相当低いところがございます。

○仲田弘毅委員 そういったことも含めて、沖縄県警察として、場所の選定も中身として入っておりますでしょうか。

○幡谷賢治警務部長 糸満警察署につきましては、糸満南小学校跡地ということで奥に入りますし、名護警察署につきましても、県有地で、山のほうにあるものを検討しているところです。

○仲田弘毅委員 築37年といたしますと、特に海岸端の建物に関しては、剥離して、建物の周囲を歩く人が落下物でけがをすることも大いに想定されますので、安全・安心を守るべき警察署で、そういったものでけがが出ないように、ぜひ早目に頑張ってくださいと思います。

○山内末子委員長 照屋大河委員。

○照屋大河委員 平成28年度当初予算（案）説明資料の主な事業の概要（部局別）の中から知事公室の部分、辺野古新基地建設問題対策事業について。辺野古新基地建設問題対策に関する総合的企画及び調整、普天間飛行場の負担軽減対策等に要する経費ということで事業の概要がありますが、もう少し詳しく説明願います。

○池田竹州基地防災統括監 辺野古新基地建設問題対策に関する総合的企画及び調整、そして普天間飛行場の負担軽減対策等に要する経費でございます。平成28年度当初予算額は5117万円、そして平成27年度、この課が6月1日にできたということで、対前年度比皆増となっております。平成28年度の主な取り組みとしましては、辺野古新基地建設問題の解決及び普天間飛行場の一日も早い危険性の除去の実現に向け、日本政府と協議を行うとともに、米国内でシンポジウムを開催し、情報発信を行うこととしております。また、普天間飛行場の県外移設、早期返還、危険性除去等を訴えるためのパンフレットなどの作成を予定しております。新基地をつくらせないための手法について検討するため、弁護士との法律相談、行政法や環境の専門家等と意見交換などを計画しております。

○照屋大河委員 本年度6月1日からということで、平成27年度当初予算ではゼロなのですが、次年度の計画が示されましたが、6月から現在までの状況や成果についても教えていただけますか。

○池田竹州基地防災統括監 平成27年度、現年度の予算額は、流用等で措置しまして約4900万円となっております。そのうち、代執行訴訟など、訴訟関係の部分が3000万円余りぐらいです。そのほか、例えば8月から9月にかけての集中協議は、私どもの課が中心に対応しているところです。今年度は、第三者委員会の報告を7月に受けて、その後、取り消しに至る決断、そして訴訟が始まって3月4日に和解が成立したということで、どちらかというと年度後半に訴訟関係の業務を中心に行ってきたところがございます。

○照屋大河委員 基地問題全般の対策、解決促進を

図る事業がありながら、辺野古新基地建設問題や普天間飛行場の負担軽減に特化した事業、県政の柱でもある辺野古に新基地をつくらせない、それから普天間の危険性を除去するという含めて、そこが沖縄の現状の中で大変重要だということで、この2つに特化した事業という受けとめ方でよろしいでしょうか。

**○池田竹州基地防災統括監** 委員御指摘のとおり、知事公約でも一番重要な項目として、辺野古新基地はつくらせない、そして危険性の除去というものがありますので、私どもはそれを集中的に対応しているところでございます。

**○照屋大河委員** 訴訟上の和解の成立について知事公室長に伺いますが、きのう中谷防衛大臣が、和解を受けて、ボーリング調査を含めた埋立関連工事の全てを中止していると明言されていますが、県としては、これまで現場に職員を派遣して工事の状況などの確認を行ってきたと思いますが、防衛大臣が言う、全ての工事を中止したということの確認はできていますか。

**○池田竹州基地防災統括監** 先週、和解が成立したときに、土木建築部の所管課が工事がとまるかどうかを確認しております。集中協議の期間中は国と調整しまして、実際に工事がとまっているか、基地の中に入って確認したこともございます。

**○照屋大河委員** 本和解を受け、防衛大臣の発言を受けて中止されているかどうかの確認作業は、今後どうする予定ですか。

**○池田竹州基地防災統括監** 毎日というのは現在やっていますが、今後は情報等がありましたら必要に応じて確認作業は行っていきたいと考えております。

**○照屋大河委員** 県警察本部長に伺います。和解を受けて全ての工事を中止すると防衛大臣も言っています。今後、県は確認作業するということですが、反対運動に対する辺野古での警備体制については、この和解の成立を受けてどのように検討されているのか。具体的に、東京への応援要請なども行われていますが、この辺については、今後どうされる予定なのか伺います。

**○小林稔警備部長** 県警察におきましては、キャンプ・シュワブ前の警備に関しましては、警察の責務に照らしまして、抗議行動を行っている方の安全確保、抗議行動を行っている方と関係者のトラブル防止、国道上の一般交通を含む安全の確保などの観点から活動を行っているところでございまして、今後

どのような体制で行うかについては、現時点でお答えすることは差し控させていただきます。

**○照屋大河委員** 和解が成立して、先ほどから申し上げるように工事でも中断することなので、状況に応じた適切な対応がとられることを求めています。

それから、現場での混乱に対応するためということですが、けさの新聞で、辺野古のテント内のパネル等が壊されて焼かれたという記事があります。昨年からも、何回か反対をする皆さんに対する襲撃があったと思うのですが、県警として、その辺の対応についてはどうされていますか。

**○小林稔警備部長** 県警察においては、違法行為等が行われている場合には、法にのっとって適切に対応しているところでございます。

**○照屋大河委員** こういう事態が起こらないために備えるということは、県警としてはできないということですか。行為が行われたものについて対応していくということですか。

**○小林稔警備部長** それは、事前、事後も含めて対応しているところです。

**○照屋大河委員** 具体的に、どういう体制などということは余り言えないですか。何回か繰り返しあったわけですよね。しかも今回は、人がいなくなった夜から朝方にかけてという事態だったのではないかと思われるのですが、その辺についても少し話せるのであれば、伺いたいと思います。

**○小林稔警備部長** 今の御質疑の点については、パトロール等を通じて対応しているところでございますが、詳細については、お答えは差し控させていただきます。

**○照屋大河委員** 今事案については悪質で、火をつけるということで、一步間違えれば人命にかかわることも想定されます。それから、周囲に広がる被害として、火災等はその拡大という懸念もありますので、ぜひ、その辺の対応もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、和解の中身について伺います。

きのう、知事公室長、知事の説明を受けて、質疑等もありました。中身の協議や日程については、今後具体的に調整をしていきたいということです。この裁判を通して和解による協議に臨む一例えば、裁判では抑止力やその論、地理的優位性なども国側の主張であったと裁判の経過などが示される新聞記事、報道等で見るのですが、それらをしっかりこの協議の中で全国に訴えていくことが、今回の和解による

協議ができるという機会を有効に活用する方法ではないかと思うのですが、この点について、知事公室長の見解を伺いたいと思います。

○町田優知事公室長 今回の和解に基づく協議につきましては、まだ国との枠組み、あるいは内容について、そしていつごろ行うのかも含めて、これから話し合っていくことになるかと思えます。ただ県としましては、昨年の集中協議でも行いましたように、その協議の中身については、知事からその後の記者会見で、どういうことを申し上げ、あるいはどういうことを政府からお聞きしたということを中心に公表し、県民あるいは国民の皆様にも、県が考えていること、県の訴えていることをアピールしたところでございますので、今後もその姿勢に変わりはありません。

○照屋大河委員 ぜひ、この機会を通して、沖縄の基地を抱える現状、それから日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約一日米安保の問題、これまで裁判でも繰り返しやってきたと思いますが、改めてそれができる機会だと思いますので、その姿勢で、例えば裁判のやりとりの中で、国がどういう主張や訴えをしてくるのかということは大體想定できると思います。そういう意味では、先ほど言った抑止力の問題、あるいは地理的優位性の問題、海兵隊が必要だというような主張も多々見られますので、そういったことを沖縄に押しつけるのではなく、全国に知らせていくような工夫や知恵を凝らすという点についても、ぜひ、さまざまな意見を聞きながら、これまでの裁判の経験も通して、訴えていただきたいと思えます。

次に、ワシントン駐在員に関する件ですが、昨年、知事の訪米の際にワシントンの職員が果たした役割はどのように感じておられますか。どのような働きがあったのでしょうか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 昨年6月の知事訪米におきましては、国務省や国防総省、連邦議会議員、シンクタンクなどの面談先との調整や、ナショナル・プレスクラブを含むメディアへの対応をワシントン駐在員で実施しております。

○照屋大河委員 平成28年度の知事訪米の予定はいかがでしょうか。

○町田優知事公室長 予算として計上しております。

○照屋大河委員 今、大統領選挙に向けて予備選挙なども繰り返されています。その政策的な議論が国民を含めて行われている。それから、政治的議論ももちろん選挙なので行われている。そういう時期に

において、訪米予算も組まれているのであれば、ワシントン駐在員を活用して、沖縄の現状や辺野古基地の問題をアメリカに訴えていく。選挙を見据えた訪米の時期の決定も重要だと思いますが、先ほど言ったようにアメリカの政治的な状況の中で、うまく沖縄の情報を発信していく。政策が戦わされている、政治的な議論がされているときに、この問題を駐在員を通して訴えていくことは重要だと思いますが、その点はいかがでしょう。

○町田優知事公室長 委員の御指摘のように、ことしのアメリカの一大イベントとして大統領選挙がございます。したがって、次年度の訪米につきましてはそれを最大に勘案して、最も効果的な時期に、最も効果的な方にお会いすることが大事だと思っております。特に、新しい大統領の政策に対して影響を与えられるような訪米でなければならないと考えております。

○照屋大河委員 最近になって、日本政府とアメリカ政府の辺野古移設問題、その現状に対する認識の多少の違いといいますか、例えば、工事の進捗に関する認識がアメリカ側が発表するものと日本政府が発表するものが違ったという意味では、沖縄の現状に対するアメリカ政府と日本政府の一体としたものが醸成されているとは感じません。そういう意味では、政府を通さない沖縄側の発信も、基地問題、辺野古移設問題については重要だと思いますので、ワシントン駐在員の今後の活動、1年間の成果を通したさらなる強化と展開を含めて検討をしていただきたいということをお願いして終わりたいと思えます。

○山内末子委員長 高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 知事公室へお伺いしたいと思います。事項別積算内訳書から、まず、基地関係業務費の旧軍飛行場用地問題ですが、懸案事項として大きな課題だと思っておりますが87万3000円しか予算措置されておられません。これまで解決した地主会及び未解決地主会の現状、これからの取り組みはどうなっていますか。

○運天修基地対策課長 旧軍飛行場用地問題については、平成21年から特定地域特別振興事業を実施しているところでございます。現在、対象となっている9地主会がございまして、4地主会において事業が終了しております、現在1地主会実施中と。4つの地主会がまだ未着手となっております。未着手のところにつきましては、県としましては平成26年3月に開催しました県市町村連絡調整会議におきまして、事業着手金を平成29年度までと確認しております。そ

れを控えまして、私どもとしては、毎年、未着手の地主会を抱える市町村の状況確認、それから、市町村との意見交換を行っているところですが、現在、嘉手納町、宮古島市、石垣市の3つの市町と意見交換していますが、まだ具体的な事案は出ていないという状況です。引き続き、解決に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っております。

**○高嶺善伸委員** この3市町の未着手の4地主会ですが、平成29年度事業に乗せるためにも、平成28年度の早い時期に所在市町村との協議会も含めて具体的な詰めをしないと、団体方式といえ積み残されたまま、本来、国が主体的にやるべきもので、地主会には温度差があっても、いきさつから沖縄振興計画の中に位置づけられた事業として、県はそのまま放置できないのではないかと思っています。もう少しスピードアップして、具体的に新年度どのようにスケジュールを立てて取り組むかについてお聞かせください。

**○運天修基地対策課長** 委員のおっしゃるとおり、平成29年度着手に持つていくためには、次年度が肝心の時期だと思っております。我々としては、引き続きこれまでの事例等も含めて、こういった事業ができるか、そういったアイデアも含めて、この3つの市町と意見交換しながら進めていきたいと思っております。

**○高嶺善伸委員** 白保の地主会を見ても、現耕作地が農地であったり、所管が各部局、省庁にわたるものもあるのです。ですから、基地対策課だけで抱えるのも大変だと思いますし、大事な年度に入りますので、もう少し対応するプロジェクトチームを立ち上げて、最後の詰めをきちんと行うべきだと思いますが、どうですか。

**○町田優知事公室長** 未解決の3市町と私どもはこれまでたびたび意見交換を行っております。この問題について何とか前進させるためには、地元の地主会あるいは市町が積極的にこういう案でいきましょうというものを出示してもらわないと、なかなか私どもとしても動きようがない部分がございますので、その点では、何とか市町あるいは地主会に動いてもらうように働きかけることが大事だと考えています。

**○高嶺善伸委員** 次に、不発弾等処理事業の離島の現状についてお伺いします。

**○知念弘光防災危機管理課長** 離島における不発弾処理の流れについてですが、先ほど説明したとおり、本島でも同様に陸上自衛隊が主導して不発弾の確認

を行っております。処理については、市町村及び関係団体が連携して行われまして、海上運搬が可能な不発弾については、防衛省の委託業者が回収を年に1回から2回行いまして、本土の専門施設で最終処分が行われ、海上運搬ができない不発弾については、島内で現地で爆破処理を行っております。

**○高嶺善伸委員** 現在、離島において保管された不発弾で、海上輸送のできない、現地処理をしなければならない不発弾はどれくらいありますか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 石垣島の件については、旧不発弾保管場所に3月8日現在、20発の不発弾が保管されており、最終的には、陸上自衛隊の判断になりますが、そのうち16発の不発弾が爆破処理される見込みとなっております。爆破処理については石垣市が担っておりまして、早期に爆破処理が実施できるよう、市と協議を行っております。

**○高嶺善伸委員** この16発は、なぜ輸送して島外で処理することはできないのですか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 自衛隊の判断となるのですが、16発の内訳としては、5インチのロケット弾や3インチ弾、手りゅう弾、黄リン弾など、割かし小さな種類のものですが、それについては移動する際に危険だと判断されておりまして、現地で爆破したほうがいと自衛隊で判断されたと思います。

**○高嶺善伸委員** 自衛隊でも輸送できない、そういう不発弾を地元で放置しておくということ自体がおかしいのではないですか。

**○知念弘光防災危機管理課長** そのため爆破処理が早期にできるように石垣市と協議を行っておりまして、早期に爆破処理ができるようにしたいと考えております。

**○高嶺善伸委員** 輸送できるものは年に何回輸送して搬出していますか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 防衛省の委託業者が年に1回から2回、回収を行っており、最終処分につきましては福岡県と北海道の2カ所で行っております。

**○高嶺善伸委員** そうすると、今年度も20発のうち4発は搬出できるが、16発は引き続き残るといことになりますが、こういう状況の解消についてはどのような見通しを持っていますか。

**○知念弘光防災危機管理課長** 石垣島については、新しい不発弾庫が完成しておりますので、今後発見された不発弾については不発弾庫にきちんと保管をして、その後最終処理、もしくは最終処理ができない場合には爆破処理という流れになっております。

○高嶺善伸委員 これから空港跡地での新病院の建設など、国営の土地改良が始まります。不発弾処理件数もふえると思いますが、これは国の事業なので、地元の負担なく全て処理できていますか。

○知念弘光防災危機管理課長 不発弾の現地処理の費用負担については、国が10分の9、県と市町村が10分の0.5ずつの負担となっています。

○高嶺善伸委員 年間、どれくらいの負担になりますか。

○知念弘光防災危機管理課長 処理ごうの構築や1件当たりの処理につきましては、大体150万円程度かかっておりまして、市町村の負担が大体15万円、県の負担が15万円となっております。

○高嶺善伸委員 これは1件当たりですから、どれくらいの発見量になるのか、全県的に見ると大きな金額になりますよね。知事公室長、これは市町村の負担を従来どおり認めるのではなくて、県も市町村の負担も含めて、負担がないように国の制度としてさせるべきじゃないですか。

○町田優知事公室長 全く同感でございます。そもそも不発弾処理については戦後処理の一貫として、国で責任を持って一義的にやっていただきたいと私どもも考えておりますので、これまでも国に対して機会あるごとに全額国庫負担ということを求めてきておりますので、今後とも強く主張してまいりたいと思います。

○高嶺善伸委員 次に、ワシントン駐在員活動についても触れておきたいと思いますが、先日の新聞報道を見ると、外国代理人登録ができた。これから沖縄県のワシントン事務所は米国連邦議会に自由に接触ができるという報道を聞きましたが、具体的にどういうことですか。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 ただいまの件はFARAの登録ということですが、これはThe Foreign Agents Registration Actというアメリカの国内法で登録が義務づけられているということで、外国の政府、いわゆる米国外の政府、政党、人物の代理等として、米国の世論、政策に影響を与えようとしている者は、その米国外の主体との関係、資金の流れ、活動内容等の情報公開を前提に登録をしないとイケない。登録をしなかった場合は刑事罰もあるということで、そういう登録が去年の12月にされたということでございます。

○高嶺善伸委員 平成27年度にこのような大きな成果があったら、もっと議会にも県民にもPRすべき

ではないですか。ワシントン事務所を開設して、平安山所長を中心にアメリカの法律に沿ったこういう登録ができたというのは、今後、沖縄の情報収集や情報発信に大きな力になるのです。このことによって、平成27年度までにできなかったことで、平成28年度にどういうことができるのか、取り組みの見通し等についてお聞かせください。

○中田清大参事兼地域安全政策課長 FARAの登録をしたことによって、連邦議会議員との面談等が本格的にできるということです。現時点でワシントン事務所からの報告によると、連邦議会上院・下院の軍事外交委員会メンバーを中心に、ジェームズ・インホフ上院議員、サンフォード・ビショップ下院議員など、15名の秘書官らと面談をした。また、ボルダーロ下院議員など、2名の議員と直接面談をして、沖縄の県民世論や沖縄の正確な知事の考え、沖縄の正確な状況を説明して、理解と協力を求めていくことができるようになったということでございます。

○高嶺善伸委員 私は、これは大変な成果だと思います。以前、アメリカの大学教授らと意見交換したときに、在沖米軍は平和に貢献するだけでなく、経済的にも沖縄に貢献していると。こういう話の中で、刑法犯罪件数は復帰後1400件余りあって、そのたびに県議会は100回以上も抗議決議しているという話をしたら、「うそでしょう」と言われました。自国の軍隊が外国でそういうことをしていることは全然わからないのです。そういう意味で、沖縄の実情をどう伝えるのか。特に、米国連邦議会に接触する登録ができたというのは大変大きな成果ではないかと思えます。現地の駐在員の皆さんも、これまでは刑罰もあったので重要な接触ができなかったという制約があったかもしれませんが、これからは代理人登録ができたので—これは外交官や大使館の職員は登録がいりませんが、外交や安全保障で沖縄県のように駐在員が登録できたのは全国でも初めてだと思います。ですから、その意義、そして外交や安全保障だけでなく、文化や経済などいろいろな情報発信、交流にも役立つのではないかと考えています。そういう意味で、平成28年度の取り組みに向けてはどうですか。

○町田優知事公室長 ワシントン事務所は昨年設置したばかりでございます。この1年間は活動の基礎固めの時期でございました。これからは本格的にワシントン事務所として、沖縄県の情報発信地として情報収集に積極的に、集中的に取り組めると考えておりますので、平成28年度以降、しっかりと米国の

状況などをつかんで、そして沖縄の情報を発信していきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 次に、石垣島のミサイル基地建設についてお聞きしますが、けさの沖縄タイムスや琉球新報でも、配備予定候補地の周辺の3集落が住民を無視した理不尽な計画ということで、自衛隊配備計画の撤回を申し入れるよう要望したことが報道されておりました。この件について、県の認識をお聞かせください。

○運天修基地対策課長 委員のおっしゃったことについては、私どもも報道によって承知をしております。これは、石垣市の開南、嵩田、於茂登の住民が、平得大俣地区への自衛隊配備計画について反対の意思を表明したものと承知しております。

○高嶺善伸委員 我々には全然情報が公開されていませんが、具体的に、どのようなミサイル部隊が配備されるのですか。

○運天修基地対策課長 配備予定のミサイルは、地对空誘導弾と地对艦誘導弾のミサイルだと聞いております。

○高嶺善伸委員 これは攻撃性のある、ある程度の能力を持った誘導弾だと聞いているのですが、地对空誘導弾、地对艦誘導弾というのは、どういう性能を持ったミサイルですか。

○運天修基地対策課長 装備に関する詳細な能力等につきましては、防衛局に照会したところでありますが、お答えできないということでした。その役割については、沖縄防衛局によると、地对空誘導弾の部隊配置は、島嶼防衛に当たって港湾や空港など、島内の重要なインフラ等を狙った低空脅威に対し、対処できることを念頭に置いていると。また、地对艦誘導弾の部隊につきましては、島嶼配備に当たって艦艇等による島嶼部への上陸阻止や周辺海域における海上優勢の獲得を念頭に置いているという説明でございました。

○高嶺善伸委員 防衛省のものを見てみると、この両誘導弾はどれぐらいの有効射程なのかということを見ると、尖閣諸島も想定した攻撃力なのかですか。

○運天修基地対策課長 防衛局によりますと、先ほど申し上げましたが、装備の詳細能力についてはお答えできないということですので、尖閣諸島まで及ぶのかということは私どもも承知しておりません。

○高嶺善伸委員 その対応できるミサイルの数や量など、攻撃力はどれぐらい想定されているのですか。

○運天修基地対策課長 その配備数についても、現時点で公表できないということでございます。

○高嶺善伸委員 配置予定も含めた次年度以降の見通しについても、皆さんは防衛省に照会しているようですが、どういう説明がされているのですか。

○運天修基地対策課長 配置予定について、現在具体的なスケジュール等につきましては回答を差し控えるということが、防衛省からの回答でございます。

○高嶺善伸委員 情報をひた隠しにして、予算がついて、決まりましたから協力してくださいということでは、地域住民をそのまま見殺しにすることになるのです。たび重なる地元の公民館決議による撤回申し入れというのは、地域をどう守るかという地域住民の一つの声なのです。これに対して県は的確に配慮することが、県民の安心・安全を守ることなのです。本会議でも御答弁はいただいておりますが、知事公室長、改めてこういう事態があって、平成28年度は予算要求するのかどうか、大事な局面にあると思います。知事公室長、改めて対応を聞かせてください。

○町田優知事公室長 今回の陸上自衛隊の配備につきまして、地元でさまざまな御懸念、あるいは不安の念があるということについては、私どもも大変心配しております。したがって、国に対して地元のそういった懸念に対して答えるよう、しっかり説明責任を果たしてもらえるように、働きかけていきたいと考えております。

○高嶺善伸委員 警察本部長にお聞きしますが、歳出予算事項別積算内訳書で、委託料だと思いますが、司法・行政解剖等の対応の現状についてお聞かせください。

○知花幸順刑事部長 まず予算的には、(目)刑事警察費の委託料として、遺体搬送及び解剖委託料として3063万1000円計上しております。平成27年中の解剖数は司法解剖、行政解剖を合わせて510体となっております。

○高嶺善伸委員 離島の実態はどうなっていますか。

○知花幸順刑事部長 まず宮古島警察署における解剖数は、去年1年間で24体です。八重山警察署においては25体となっております。

○高嶺善伸委員 以前は、死亡診断を医師からもらえないものについては、国立大学法人琉球大学一琉球大学から八重山警察署なり宮古島警察署にお呼びして司法解剖をして検案書をいただいたのですが、最近、これができなくなっているという話を聞いていますが、実態はどうですか。

○知花幸順刑事部長 委員のおっしゃるとおりで、以前は警察署の霊安室で解剖していたと聞いており

ますが、平成25年4月に警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律が施行されたのを機に、離島警察署における解剖のあり方について検討したところ、解剖時に感染性廃棄物が排出されるおそれがゼロではないという観点を考えますと、離島警察署において解剖を実施することに疑問があるということで、平成26年2月からは、全ての解剖すべき御遺体を琉球大学医学部法医学教室に搬送して解剖しているということが実態でございます。

○高嶺善伸委員 腐乱死体もあったり、いろいろな状況だと思いますが、具体的にどのように遺体を搬送して、解剖して、そして遺族に渡すという流れになるのですか。

○知花幸順刑事部長 まず警察官が発見された現場まで行き、屋内、屋外の御遺体を検分いたしまして、それから警察署の霊安室に運びます。運んだ後、解剖の要否を検討し、解剖する御遺体につきましては棺おけにきちんと密閉して飛行機で運びます。飛行機で運び、多分翌日になると思いますが、琉球大学で解剖して、できれば早く御遺体を御遺族にお渡ししたいということで、その日に離島に帰れるのであれば帰ります。平均的に申し上げますと、本島内では一、二日で済んでいるのが、宮古地域、八重山地域、離島になると三、四日かかるというのは委員御指摘のとおりだと思っております。

○高嶺善伸委員 宮古島には新しい病院ができました。これから新八重山病院もできるわけですが、かつての検案ができなかった施設であれば、新しい病院だとできないのか、その辺は協議したことがありますか。

○知花幸順刑事部長 県立宮古病院の解剖室の借用について病院側と協議したところ、警察から持ち込まれる御遺体はいろいろな状態のものがあり、腐乱したもの、あるいは感染している可能性も高いということで、病院側として現状では病院の解剖棟内での解剖は難しいという回答を得ております。

○高嶺善伸委員 警察本部長、これはどのようにしたほうがいいのか。つまり離島の御遺体は離島で解剖できるようにしたほうがいいのか、それとも従来どおり、どのような遺体の状況であっても琉球大学で解剖したほうがいいのか。これからのことがありますので、皆さんの本当のあるべき姿や要望などがあればお聞かせください。

○加藤達也警察本部長 ただいま刑事部長から御答弁申し上げたような現状があるわけですが、現時点で具体的な設備、経費も積算していませんが、感染

性廃棄物処理施設の設置には数千万円単位の費用を要しまして、かつメンテナンスに年間数百万円を要するというので、現状の費用対効果を考えると、現在行っているとおり琉球大学の法医学教室解剖棟で解剖をするべきだろうと判断しております。

○高嶺善伸委員 総務部長にも1点お聞きしておきたいと思います。平成25年度に発表した今後の財政収支の見通しを見ますと、平成28年度の予算規模は6830億円ぐらいでした。ところが、今年度は7542億円と大幅な予算規模になったのですが、中期の財政収支の見通しに比べて大幅な増加になった要因及びこのことによって県政の課題解決についてどのような取り組みができるのか、お聞かせください。

○平敷昭人総務部長 中期の見通しというのは、一定時点における仮定条件で試算したもので、実際の予算というのは、その年度ごとに見込まれる歳入歳出を見込んだ上で予算編成をするものでございます。そういうことで、一定の乖離が出てきますが、平成28年度予算におきましては地方消費税は税制改正の影響があります。法人関係税や県民税は、景気拡大等もありまして、税収が大幅にふえているということがございます。また消費税の増に伴って、市町村へ交付する市町村交付金、他県の清算金もふえていますが、そういうもの等によって、七千数百億円の規模になったわけでございます。また、社会保障関係は一定程度経常的に伸びているので、そういうものも踏まえまして、過去最大規模の予算になったと認識しています。過去最大規模になったのは、そういう税の増収と社会保障関係の増等が影響していると考えております。

県政の課題解決に向けての取り組みですが、平成28年度は沖縄21世紀ビジョンの中間点ということで、これまでの取り組みの成果を踏まえながら、今後も残された課題に対応していくという重要な年になると考えています。そういう意味で、平成28年度におきましては、経済振興についてはアジア経済戦略課も設置しました。そして、観光リゾート産業や情報通信関連産業などの拡充や強化、国際物流拠点の形成などに取り組むこととしています。子供の貧困対策については、子どもの貧困対策推進基金を補正で設置しましたが、それを活用しまして、詳細な調査を踏まえて、市町村の実情に合わせた取り組みを実施していくこととしています。学校教育については、きめ細かな教育指導が可能となるような少人数学級を小学校4年生まで拡大するというようにしております。また、給付型奨学金を創設しまして引き続き

支援を拡充していく。大学進学率の改善も図っていくことを予定しております。また、離島振興の絡みでいきますと、離島の重要性や魅力に対する認識を深めるための島たび事業を新たに始めまして、離島地域の活性化等を図るということで、平成28年度はこれらの施策を着実に実施していくことによって、沖縄のさらなる飛躍と県民福祉の向上に取り組んでいきたいと考えています。

○山内末子委員長 玉城義和委員。

○玉城義和委員 ワシントン事務所について。歴代の知事の訪米で気になるのは、私は大田さんのときからずっと見てきましたが、アメリカに行くとどなたと会ったと、こういうことがありましたという、言わば単発なことが多くて、知事がかかわると続かないわけです。そういう意味で言えば、やはり持続的な情報収集がぜひとも必要であろうと。そして、どなたが知事になろうとも、蓄積された情報が沖縄県に送られてきて、それが知事に届くことが一番重要だと思います。対米交渉は沖縄からすると非常に重要なことでありまして、そういう意味では、仲井眞前知事のときも非常に乗り気だったのです。途中で知事は変わられたのですが、そういう意味では、ぜひ、情報収集をしていくことが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○町田優知事公室長 委員御指摘のとおり、ワシントン事務所は知事の訪米だけの対応では活用の仕方としてもったいないと私どもも考えております。実際に、ワシントン事務所は日ごろから米国の国務省、国防総省、あるいは連邦議会、シンクタンクの方々等、できるだけ多くの方々と面談して意見交換をするようにしていますし、先ほど課長からも説明があったように、実際にFARAに登録した連邦議会の議員の方々、あるいはスタッフの方々とも意見交換をし、さまざまな情報発信あるいは情報収集をしているところでございます。

○玉城義和委員 漏れ聞くところによりますと、トップシークレットに近い情報も知事には直接送られてきていると聞いていますし、担当部局にはいろいろな情報が来ていると思います。先ほど花城委員や高嶺委員からもありましたが、この1年間は発足したばかりで、これからということですが、県民からすると、ワシントン事務所がどういうことをしているのかがわかりにくいことも確かなのです。そういう意味では、これは交渉事ですから、信頼関係も含めて、どなたと会ってどのような話をしたと逐一言うわけにはいかないという面もあると思います。そこ

で、もっとわかりやすい情報のレポート、ワシントンレポートというか、便りというか、そういうものも含めて県議会議員あるいは市町村長など、県民に広く送るということを考えるべきだと思いますが、いかがですか。

○町田優知事公室長 ワシントン事務所が日ごろからどういう活動をしているかについて、県民あるいは議員の皆様知ってもらうことは非常に重要だと考えております。そのために、ワシントン事務所のホームページを最近開設いたしました。今のところ、その内容はワシントン事務所の概要の説明にとどまっておりますが、今後はこのホームページを充実させて、ワシントン事務所が日ごろどういう活動をしているのか、そういうことを県民や議員の皆様知っていただけるような形にしていきたいと考えております。

○玉城義和委員 レポートを定期的に出して、どういうことをしているという情報を広く示すということ、ぜひとも心がけていただきたい。もう一つは、基地問題で手いっぱいということもあるかもしれませんが、もう少し間口を広げて、大戦中に米兵あるいはアメリカが持ち帰った沖縄の文物がたくさんあります。そのリストもあって、琉球王朝時代の貴重な文化財も入っています。そういう物の収集や里帰り興行なども含めて、沖縄とアメリカの関係を深めるという作業も必要なのです。ですから、そういう文化的な面、経済的な面も含めて、せっかく最近FARAの登録もできたわけですから、それを活用して広くアメリカとの信頼関係を築く作業をぜひやってもらいたい。そのために、やはり2人では無理です。もう少し陣容も広げて、本格的にやってほしいのですが、いかがですか。

○町田優知事公室長 ワシントン事務所は昨年度設置したばかりで、この1年足らずの期間は、まさに事務所の基礎を築くという意味でワシントン事務所はかなり大変だったと思います。ただ、今後はそれも順調に推移しまして、運営も軌道に乗ってきておりますので、先ほど申し上げたような情報発信、さらに基地問題以外の取り組みについても、できる限り関係部局と連携して、充実させていきたいと考えております。それから、予算、人員の増につきましては、まだ設置してから1年足らずしかたっておりませんので、今後の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

○玉城義和委員 県民の期待があるので、ぜひともお応えをいただきたいと思います。

それでは、裁判の問題に移りますが、私は今回の和解も含めて、これは非常に日米にかかわる高度な政治問題であって、本来であれば政治が判断をして決定すべきだと。それを一裁判所の裁判官の判断に委ねるべきものではないと思います。結局、今回の決定というのは統治行為論的な判断で、裁判長がもう一度政治に判断を差し戻したという感じがいたしますし、その一裁判所の中で結論を出すのはなかなか重いと。したがって、調停案を出すので、政治で判断をすべきではないかということではないかと思うのです。一種の統治行為論のようなことだと思いますが、このことについて、和解も含めて、受けとめ方はいかがですか。

**○町田優知事公室長** 今回、裁判所が出してきました最初の和解案、根本案、暫定案A案、B案という文書の中で、裁判長からは、さまざまな裁判長自身の思いというものが込められたコメントがたくさん書いてありました。今後、国とはそれぞれ誠意を持って協議していくということになっております。ただし国からは、昨日、早速是正の指示が届いておりますので、この件につきましては、今後とも私どもとしては国地方係争処理委員会に申し出を行い、さらにその後、場合によっては訴訟にまで発展する可能性はあるかと思っております。

**○玉城義和委員** 昨日というのは、8日ですか。

**○町田優知事公室長** 国が7日に発送し、県には昨日8日に届いております。

**○玉城義和委員** これは1週間となっていますので、県としての取り扱いは、いつ、どのようになされる予定ですか。

**○町田優知事公室長** 来週火曜日、15日が期限になると見ております。

**○玉城義和委員** それは、いつ対応されるのですか。

**○町田優知事公室長** 準備ができ次第ということになります。

**○玉城義和委員** 今の段階ではわからないということですか。

**○町田優知事公室長** 今の時点では、未定でございます。

**○玉城義和委員** これを受けて、国地方係争処理委員会に行くわけですね。そうすると、国と県が話し合う内容、そしてどういう期間で話し合うかということですが、いかがですか。

**○町田優知事公室長** 協議の枠組み、期間、あるいはどういう形でどういう内容を話し合うかについては、今後、国と調整していくことになろうかと思

ます。

**○玉城義和委員** 内容も期間も決まらないうちに是正指示が出る。しかと協議せよという和解勧告がある中で極めて不適切というか、要するに、国の意図が透けて見えるといいますか、本気で協議をする意思があるのかと一般的に考えられるわけですが、受けとめ方はいかがですか。

**○町田優知事公室長** 先週金曜日の和解成立後、今週の月曜日、直ちに国から是正指示が出たことについては、私どもとしても残念に受けとめております。

**○玉城義和委員** 報道等々によれば、最高裁判所まで1年かかるだろうという話があるわけですが、この工事の中止というのは、現地の闘いや知事の粘り強い思い、県民の思いというものが一定程度、政府に通じてきたのだらうという意味で、1センチメートル、2センチメートルの前進だと思っております。それと同時に、この1年間、県がどのように対応していくかということは極めて重要で、これからのあり方に強い影響が出ると思っておりますが、その辺の決意というか、この1年間の対応の仕方はどのようにお考えですか。

**○町田優知事公室長** 今後の対応につきましては、県は従来から辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にしております。そして、知事の公約を実現するために全力で取り組んできたところでございますので、その方針に、基本的な変わりはありません。

**○玉城義和委員** 先ほども照屋委員から出ていましたが、この1年間は大変重要な時間になるわけで、きちんとした沖縄の立場を内外にアピールしていくことが重要だと思いますが、いかがですか。

**○町田優知事公室長** おっしゃるとおりでございます。昨日の是正の指示を受けて、私どもとしては今後さまざまな法的な措置をとってまいります。一方で国との協議についても誠実に対応していきたいと思っております。そして、このような沖縄の状況と県の考えを、県民はもちろんですが、全国の皆さん、そしてアメリカに対してもしっかりアピールしていきたいという方針に変わりはありません。

**○玉城義和委員** これから誠意を持って協議をしようということですから、余り中身に突っ込んでいくと県も答えにくい面があるだろうと思っておりますので、これぐらいにしておきます。

次に、警察本部長は2年間の任期で、まもなくお帰りになるかもしれません。これまで辺野古の警備の件における議論を聞いていて感じるのは、どうし

ても辺野古に基地をつくらせたくないという人たちはやむにやまれぬ思いでゲート前に座り込んでいらっしゃるわけです。誰も好きこのんで、寒い中あそこに朝5時からいる人はいないです。どうしても、やむにやまれぬ思いでいるわけで、それを県警の機動隊、あるいは東京都の機動隊が排除をすると。その結果として、作業車が入っていくわけです。そうすると、そこにいる人から見れば、県警は基地の建設に加担しているのではないかと思うのです。その辺の思いについては、どのように受けとめていらっしゃいますか。

**○加藤達也警察本部長** 辺野古の現状に対する私の考えについてのお尋ねだと思いますが、県警察といたしましては、キャンプ・シュワブ前における抗議行動に対して、それが適法、適正に行われている限り関与するものではありません。しかしながらキャンプ・シュワブ前では、連日抗議行動参加者による道路上への座り込み行為や車道に飛び出して立ち塞がる行為等の危険かつ違法な抗議行動が行われているため、県警察としてはそのような行為に対し、安全に最大限配慮した上で法令に基づき、適切な措置を講じてきたところであります。今後とも警察法第2条の警察の責務に照らし、適切に措置を講じてまいりたいと考えております。

**○玉城義和委員** それは何回も聞いているからいいのです。あなたはキャリアで、2年もすればお帰りになる。片桐さんという本部長がおられて、警察庁長官なられた方もいます。優秀な方が沖縄の県警本部長に來られます。私が聞いているのは、向こうに座り込んでいる人は違法行為をしようと思って座り込んでいるわけではないのです。やむにやまれぬ気持ちで、基地はつくらせたくない、海は埋めてほしくないという思いでいるわけです。そういう思いに対して、2年間沖縄の現状を見られて、警察の幹部としてあるいは一人の警察官として、どういう思いを抱かれたか。法律論はいいのです。あなたの心情をお聞かせください。

**○加藤達也警察本部長** 私は警察官として、今後とも警察法第2条に規定する警察の責務に照らして適切に措置を講じてまいりたいと考えております。

**○玉城義和委員** どこまでいっても余り情のある話が聞けなくて残念ですが、ここで言えるか、言えないかですが、いろいろ感じていることはあると思うのです。ですから、向こうに座り込んでいる人たちはそういうせっぱ詰まった思いでいるということ、沖縄県警としてはぜひともわかってほしいというこ

とだけ申し上げて、終わりにします。

**○山内末子委員長** 吉田勝廣委員。

**○吉田勝廣委員** 続きですが、加藤本部長は警察官をされて、警察法第2条で自分の職務を全うしたいということですが、現場でもどこでも、座り込みをしたり、抗議行動をしたり、あるいは自分の意思をいわゆる示威行動で表現をする。これもある意味では、今の沖縄の置かれている状況をどう打開しなければならないのか、そういう思いでみんな現場にいるし、県民集会にも参加をするし、そして県民の意思を何とか実現をさせていきたいという思いがあってあいう行動をする。そういう思いからすると、人間としてあるいは警察官として、警察法第2条だけで自分はやりますということだけでは、何となく悲しいような感じがします。先ほど玉城委員も言われたように、これから帰られて、沖縄の状況あるいは現場など、そういう思いがあると思いますから、これは答弁はいいませんが、現場の県民はそういう思いでやっているということだけはぜひ理解をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、和解ができて、今は工事を中断しているということですが、東京都の警視庁は帰りましたか。

**○小林稔警備部長** 警視庁の機動隊については、現在も活動を行っているところでございます。

**○吉田勝廣委員** 東京都の警視庁に公安委員会から要請したものは、期限はないのですか。

**○小林稔警備部長** 期限はございますが、詳細等につきましてはお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

**○吉田勝廣委員** 和解が成立して、工事が中断をしていると。そういう中でも、なおかつ警視庁の機動隊がいる理由というのは、何かあるのですか。

**○小林稔警備部長** 警視庁機動隊につきましては、工事のためにいるわけではなく、警察の責務に照らしまして、抗議行動を行っている方の安全確保、抗議行動を行っての方と関係者のトラブル防止、国道上の一般交通を含む安全確保などの観点から活動を行っているところでございまして、派遣期間につきましては、その時々の方情に依りて判断を行うこととなりますので、現時点でいつまでというようなことについてお答えするのは差し控えさせていただきます。

**○吉田勝廣委員** 現場に行くと警察官の姿はもう見えないのですが、金網の中にはいらっしゃると思います。そういうことで、工事が中断しているわけで

すから、お互いが沈着冷静に自重し合いながら、その現場を対応しようと言っているわけですから、そこは速やかに判断して帰ってもらおうと。そして、沖縄の人々同士で話をしながら事を進めたほうがいいのではないかと思います、本部長はどのように思いますか。

○加藤達也警察本部長 派遣をどうするかということについては、先ほど警備部長からも申し上げましたとおり、現時点でお答えできる段階ではございません。

○吉田勝廣委員 そこは平行線をやむを得ないのでしょう。とにかく、沖縄のこれまでの歴史あるいは戦後70年の歴史を考えると、沖縄の闘いというのは基本的には全部米軍基地との闘いなのです。自治権だとか、人権だとか。そういう闘いを通して、みずから自分の人権や自治権を獲得したという歴史がありますので、そこはぜひ理解をして、また帰っていただきたいと思います。

それでは、具体的に質疑します。歳出予算事項別積算内訳書6ページの警察官の特別時間外勤務手当が7500万円ぐらい増加していますが、この辺の説明をお願いします。

○片桐哲會計課長 公安委員会の時間外勤務手当の平成28年度の予算につきましては、13億9249万5000円を計上しております。対前年度比7537万1000円の増となっております。増額理由としては、内訳として県議会議員選挙、参議院議員選挙に関する特殊分として7300万円、人事委員会勧告に伴うものとして給与改定分として237万1000円であります。

○吉田勝廣委員 つまり、警視庁機動隊は国家が持つというわけですから、これは選挙費用という形での時間外手当だと理解してよろしいですか。

○片桐哲會計課長 そのとおりでございます。

○吉田勝廣委員 次に、交通です。国道329号の金武町伊芸からうるま市石川、この辺は物すごく交通渋滞をしているので、これはあしたの委員会でも交通政策課に質疑をしますし、これから道路管理をする沖縄総合事務局などとも議論をしていきたいと思いますが、交通渋滞については県警がよく御存じだと思いますので、今の状況について説明をお願いします。

○與儀淳交通規制課長 委員のおっしゃっている場所については、国道329号の石川から金武の間、片側2車線区間が赤崎交差点から東山入口まで約1キロメートルほど、そのほかに屋嘉は片側1車線区間になるのですが、夕方は交通が集中して車両の流れが

悪くなっているということは承知しております。警察としては、赤崎交差点及び付近の信号機の信号サイクルを微調整しながら、現在、対策をとっているところでございまして、今後は石川警察署と連携して状況を見ながら、信号サイクルで微調整できる部分はやっていきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 恐らく信号では、もうどうにもならないと思いますが、やはりこれは県警あるいは交通政策課、国道を管理する沖縄総合事務局で議論しておかないとできないのではないかと思います。

○與儀淳交通規制課長 うちで今とれる対策はある程度とってきているというのが現状でございまして、今後は道路管理者あたりにもし受け入れる場所があれば、その辺も含めて申し入れができればやっていきたいと考えております。

○吉田勝廣委員 あしたは交通政策課と議論しますので、交通政策課を中心にして、どうぞ頑張ってやってください。

総務部ですが、この予算書を見て感じるのは、製造部分が少し減額しているわけですよ。第1次産業、第2次産業、第3次産業があつて、第2次産業の額が落ちているのですが、その原因は何ですか。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、総務部長から企画部の所管である旨の発言があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 次に、防災についてです。防災については、知事公室長が握っているわけですが、現在の沖縄の防災について、あるいは地震や津波について、どういう形で予測していますか。

○知念弘光防災危機管理課長 地震被害の想定につきましては、平成26年5月に行っておりまして、本県につきましては今後30年間の震度6弱の地震発生率が29%となっております。

○吉田勝廣委員 地震が発生した場合、どういう形で津波が襲ってくるかということは。

○知念弘光防災危機管理課長 津波の浸水、到達につきましては、土木建築部が所管しております。

○吉田勝廣委員 問題提起したかったのは、例えば観光客1000万人や、学校もあります。私が注目しているのは、例えば観光客が1000万人来ても、沖縄の状況がわからないので戸惑います。地元の人はどこが逃げる場所かわかっていますが、観光客はわかりません。これは弱者と呼びましょう。次に学校ですが、調べてみると、海拔10メートル未満の学校が20校

ぐらいあって、これには幼稚園もあるし、保育所もあります。いざというときに、誰がここの面倒を見るのか。ただ危機管理だけあおって、実際に誰がこの子供たちを救うのか。私は東日本大震災の被災地にもう三、四回訪問しているわけです。3月11日、例の石巻市の大川小学校では、その小学校の上には山があったのですが、わざわざ川沿いを通ったから犠牲が出たわけです。そういうことを考えると、総合的に掌握できる部署、課、これは防災危機管理課だと言っていました、警察あるいは学校、ホテル、市町村もまとめてどうするかということはこの局面、局面でつくっておかないと大きな問題になります。それを今回聞きたかったわけです。学校は誰が面倒を見るのですか。教育委員会ですか。小・中学校は、市町村の教育委員会でしょう。市町村の教育委員会ではとてもできませんよね。防災計画はありますが、読んでも抽象的でなかなか意味がわからないわけです。事は具体的なのです。

○町田優知事公室長 防災危機管理課は当然ながら、委員のおっしゃるように総合的なもの、あるいは防災について各部署の方針を束ねるところでございます。したがって、防災計画の中で基本的な方針を書き込んでやっておりますが、実際にこの方針に基づいて、例えば学校はどうするということは当然ながら教育委員会ですし、観光客はどうするかということについては文化観光スポーツ部が考えないといけないことですし、やはり全てを防災危機管理を所管しているところがやるというのは、なかなか難しいものがあるのではないかと考えております。

○吉田勝廣委員 だから間違っているのです。統括することができなければ、チャーンナランドー。学校だって、教育委員会ができるわけないでしょう。今の発想でできるとするならば、言ってみてください。

○町田優知事公室長 例えば、学校が危険な場所にあるということであれば、学校を建てかえないといけないということがございますし、あるいは普段から生徒たちの避難訓練をしないといけない、そういうことなどは教育委員会で考えられてやられているのではないかと考えています。

○池田竹州基地防災統括監 私どもは土木建築部の津波浸水予測図等をもとに、避難困難地図等を作成して各市町村に提供しております。それは避難困難者の歩く速度をもとに、津波到達時間からどの程度の時間で避難できるかというものです。各市町村におかれては避難路の整備、あるいは津波避難ビルなどの設定をお願いしているところです。また津波非

難訓練につきましては、津波防災の日がたしか11月2日だと思っておりますが、そこで県下一斉にそれぞれの自治体ごとの津波避難訓練の実施をお願いしているところでございます。観光につきましては、観光危機管理基本計画を観光部門を中心に策定をしております、私どももそちらに出て一緒に策定作業に当たっているところでございます。

○吉田勝廣委員 答弁として、机の上ではいいです。現場ではそうはいきませんよ。例えば、津波が押し寄せてくるときに、その避難路があって丘まで登る時間が書いてあるということでしたが、これは1人の場合はいいかもしれません。しかし、子供たちの場合は一体どうするのか。子供と一緒に行くわけです。私は、国道からいわゆる海辺に接している全ての学校、そしてホテルも恩納村前兼久は大体調べました。そうすると、国道を車が通っていて、国道を渡る歩道も何もない。では、子供たちはどこに逃げていくのですか。例えば、国頭村の中学校や小学校に行ってみてください。国道を渡って山に行くのです。その国道を渡ることが時間的にどうなのか。ですから、私が言っているのは、物事の発想は現場を見ながら策定をしておかないと、非常に困るのです。皆さんの緑色の本を読みましたが、全然だめですよ。例えば、恩納村仲泊と前兼久は6.9メートルの津波が出てくる、それから東村有銘が31.5メートル、川田が27.1メートル、国頭村辺土名が11メートル、恩納村名嘉間が5.2メートル。全て住宅地域です。そしてここには2級河川がありますが、橋が1つしかないのです。そうすると、山手に避難するときこの河川がまた邪魔するわけです。国道も邪魔をします。ですから、そういうことを具体的につくらないと防災計画にならないのではないですか。それを統括するのが皆さんの仕事でしょう。それは警察官もそうですが、例えば交番も名嘉間に1カ所で1人の警察官しかいませんよね。それを総合的に誰が判断するかということは、やはり皆さんが統括しないとどうにもなりません。

○知念弘光防災危機管理課長 先ほど、県地域防災計画の中の基本計画について統括監から説明がございましたが、県としましてはその防災計画の考え方に沿いまして、例えば2級河川の上流側に防災用の橋など、そういった地域の実情や特性に応じて、設置の必要性を判断した場合には、市町村の防災計画に規定することになると考えておまして、それについて県も助言や協力をしているところでございます。

○吉田勝廣委員 諦めないで、頑張ってください。

○山内末子委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 引き続き、防災関係でお願いします。3・11から、やがて5年が経過しようとしておりますが、新年度における避難者支援の事業についてお伺いしたいのですが、どういったことを取り組まれますか。

○知念弘光防災危機管理課長 新年度におきまして、防災危機管理課が事務局となっております東日本大震災の支援協力会議がございますが、その会議で発行しておりますニライカナイカードにつきましては、来年度末まで継続することになっております。

○比嘉瑞己委員 実際に沖縄に避難している方たちの人数について、内訳も含めて教えてください。

○知念弘光防災危機管理課長 現在、県調査による避難者数につきましては707名となっております。その内訳は福島県が485名となっております……。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から資料として提出するよう要望があり、執行部が了承した。)

○山内末子委員長 再開いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 全体で707人避難してきていて、485人は福島県で、そのほか福島県以外の方も多く来ていらっしゃる現状だと思います。ニライカナイカードが来年の3月までは続くということですが、国の支援はどういう状況になっているのか御存じですか。

○知念弘光防災危機管理課長 福島県からの仮設住宅の支援の要請が平成29年3月まで延長されるということは聞いております。

○比嘉瑞己委員 国の災害救助法に基づく住宅支援も、ニライカナイカードと同じように来年の3月で終わるのです。福島県の住宅支援もそのように打ち切りになっていく中で、このニライカナイカードが来年3月で切れるということに避難者の皆さんは大変不安を持っています。ぜひ継続してほしいという声がありますが、3月で打ち切りというのは決定ですか。

○知念弘光防災危機管理課長 東日本大震災の支援協力会議で幹事会がございまして、その幹事会において決定して、総会で了承されたこととございます。

○比嘉瑞己委員 この支援協力会議等における県の役割はどういったものがありますか。この会議の頻度はどれくらいになっていますか。

○知念弘光防災危機管理課長 幹事会は3回開かれ、総会は年に1回開かれることになっております。県

の役割としましては幹事長、それから事務局長となっております。

○比嘉瑞己委員 県が中心的な役割を担っていると思います。これだけ5年間、国民的な課題の中で皆さんの関心があるものなので、もっと頻繁に幹事会や総会も開いて、何ができるか、多くの県民の皆さんが何か協力できないかという思いは持っていると思います。そこに県がもっと主導していただいて、いろいろな支援ができると思いますので、その辺の姿勢をお聞きしたいと思います。

○知念弘光防災危機管理課長 先ほども御説明しましたが、東日本大震災の支援協力会議につきましては、県内117の企業、団体の協力で会議が成り立っております。協力企業にもアンケート調査を行ったところ、来年の住宅支援の要請が切れる段階でニライカナイカードを終了したいという意向が60%ございまして、福島県の意向としましても、住宅支援の要請が来年の3月までで、今後は帰還や生活再建に向けた総合的な支援策に福島県も移行していきますので、そういったことで幹事会において決定し、総会で了承されたということとございます。カードの終了後は、経過措置の観点から、利用頻度が高いスーパーで利用できる商品券を財源の状況を踏まえて低所得者層といったところに提供したり、それから直接生活に影響すると思われる医療費の本人負担の免除、これが一番大きいと思いますが、それにつきましてはカード終了後も引き続き支援ができるように医療機関と調整を行っていきたくと考えております。

○比嘉瑞己委員 継続する分野が残っているということは、大変いいことで大きく評価したいのですが、ただ、基本的な方針を国と同じように、もう避難元に帰らなさいというところに県も一緒に合わせるといった姿勢はどうかと思います。一般質問でもお聞きしましたが、皆さんが行ったアンケートでも避難元に帰りたいと思っている人は、わずか6%ぐらいしかいないのです。みんな何らかの形で残りたいし、また迷っている方も多いという答弁でした。

住居について少しお聞きしたいのですが、そのアンケートの中で、沖縄にこれからずっと定住していきたいと答えた方たちは、どれくらいいらっしゃいますか。

○知念弘光防災危機管理課長 昨年11月に実施しました、県内に定住を希望する世帯の割合としましては21%となっております。

○比嘉瑞己委員 沖縄県だけではなく、いろいろな都道府県に避難している方がいますが、山形県がこ

うした定住を希望する方たちの支援を行うようです。相談会だったり、リフォームに対しての補助あるいは家を建てる時に利子を補填するというような中身らしいのですが、こういった形で、定住する方たちに対して避難先の自治体も努力するところが出てきました。原子力発電所のない沖縄に住みたいということで来ての方が多くて、定住を希望している方も2割いるということなので、そこに応えることは、沖縄県としてできることの一つではないかと思えます。この点はいかがですか。

○知念弘光防災危機管理課長 定住者の支援につきましては、消費・暮らし安全課とも連携しながら今後検討してまいりたいと考えておりますが、基本的に定住を希望する方は、県民と同じような行政サービスの提供に移行していくのかなと考えております。

○比嘉瑞己委員 ああいった大災害を受けた方たちは、ゼロどころではなく、マイナスからの出発だと思います。それを一般の人たちと同じようにというのは、余りにも酷だと思います。しっかりと避難者の皆さんの声を聞いて、その立場に寄り添った支援を模索していただきたいと思えます。

知事公室長にお聞きしたいのですが、今、原発事故が収束していると知事公室長はお考えですか。

○町田優知事公室長 私の個人としての見立てでは、そのようには見えておりません。

○比嘉瑞己委員 全然収束していないと思えます。そうした中で、帰りたいという人たちは少ないというのが現状だと思います。そういう中で、国が帰ることを促進する方向にかじを切る中で、沖縄県はどうするのが問われていると思えます。先ほどの住宅支援には、まだ検討する余地がたくさんあると思うのですが、今後、知事公室長としてはどのように臨んでいきたいですか。

○町田優知事公室長 今回のニライカナイカードの終了につきましては、福島県からの住宅支援の要請に合わせて決めたものでございます。ただ、一方で沖縄県に住みたいという方が一定の割合いらっしゃるということも現実でございますので、先ほど委員から山形県の事例について御紹介いただきました。そういったよその事例も見ながら、そして東日本大震災支援協力会議として今後とも何ができるのか、それについてはしっかりと議論していきたいと思っております。

○比嘉瑞己委員 次に、健康面でお聞きしたいのですが、この707人の方で18歳以下の子供たちは何人かわかりますか。

○知念弘光防災危機管理課長 健康面につきましては、保健医療部が所管しておりまして、こちらでは持ち合わせておりません。

○比嘉瑞己委員 アンケートの中でも多くあったと思うのですが、健康不安を感じて避難している方たちがいて、いまだにその不安を感じていると思うのですが、こういった人たちは、今どういった支援が県内で受けられるのですか。

○知念弘光防災危機管理課長 ニライカナイカードに限定して申し上げますと、医療費の自己負担が無料になります。

○比嘉瑞己委員 皆さんから情報提供をされたと思うのですが、福島県が行っている甲状腺の検査などは沖縄県でも受けられるのですか。その状況はわかりますか。

○知念弘光防災危機管理課長 そういった健康診断などは保健医療部で所管しておりまして、今は持ち合わせておりません。

○比嘉瑞己委員 協力会議の事務局長も担っている県が、一番避難者が不安に思っている部分についてはもっと情報収集していくべきだと思います。健康被害については一般質問でも支援を求めましたので、しっかりと対応していただきたいと思えます。

次に、総務部に移りたいと思えます。総務部の人件費についてお聞きしたいのですが、沖縄県の非常勤職員の割合をまずお聞かせください。

○嘉数登人事課長 平成27年度で申し上げますと、全職員5449名、うち正規職員が4172名、非正規職員が1277名となっております。

○比嘉瑞己委員 新年度で非常勤の職員の皆さんの制度の見直しがあると聞きました。その影響はどうなりますか。

○嘉数登人事課長 今の時点で、制度の見直しに伴って先ほど申し上げた非正規率がどうなるかということについては試算しておりません。

○比嘉瑞己委員 制度の概要として、実際にどういった影響が出るのかをお聞きしたいのですが。

○嘉数登人事課長 今回の非常勤職員の任用等制度の見直しですが、現在、嘱託員等の職として設置されているものは、平成26年7月4日付の総務省通知を踏まえて新たに一般職非常勤職員として設置するものでございます。それに伴いまして、一般職の職員の給与は、地方公務員法に定める職務給の原則というものに基づきまして、職務内容と責任のうちで定める必要がありまして、新たな職については、その職務内容及び職責を整理、類型化した上で報酬等

については定めております。なお、この一般職非常勤職員ですが、新たに設置される職であることから、従前嘱託員として設置されていた職と比較することは適当ではないと考えておりますが、仮に報酬額の単純比較を行いますと、下がる職が49職、上がる職が54職となっております。

○比嘉瑞己委員 職種はわかったのですが、人数はわかりますか。

○嘉数登人事課長 当初予算要求ベースですと、報酬額が下がる職で259名、上がる職で221名となっております。

○比嘉瑞己委員 下がる49職種の259人の方たちについてお聞きしたいのですが、この制度の見直しの中身というのが、補助的な職種だから、これからは一般職の非常勤職員として時間給で計算するという中身だと理解しました。この下がる259人の方たちは、本当に補助的なものなのかということをお聞きしたいのですが、資格が必要な職種もあると思うのですが、そこら辺は皆さんはどのように受けとめていらっしゃいますか。

○嘉数登人事課長 資格要件については、職務遂行に当たって正職員の業務支援に望まれる能力や経験を有する人材を確保するために設けているものでございまして、職務内容としましては、当該資格に基づいてみずからの判断で業務に従事するというのではなくて、あくまでも補助的、または定型的な業務に従事するという事で整理しております。

○比嘉瑞己委員 そうであっても、そういった資格を持っている優秀な人材を非常勤職員のまますっといくのかということと、やはり子供の貧困なども問題になっていて、働く人たちの労働環境が変わったことが今の日本の格差や貧困の問題にもつながっていると思います。沖縄県として、こういった官製ワーキングプアという状況は、私は望ましくないと思うのですが、今回の見直しに当たって、どのようなどころに気をつけて皆さんは取り組んだのか、お聞かせください。

○嘉数登人事課長 例えば、官製ワーキングプアに対する県の認識ということでお答えさせていただきます。県の臨時非常勤職員は、職員の指示を受けて、補助的定型的な職に従事する賃金職員です。今回の見直しでいきますと、一般職非常勤職員に当たりますが、特定の専門分野の知識、資格等を必要とする嘱託員、配置する正職員がいない場合に任用する臨時的任用職員など、多種多様な職種がございます。また、これらの臨時非常勤職員に求められる知識、

技能、資格等もそれぞれの職によって異なっております。県としましては、県行政を円滑に推進するために、正規職員と非常勤職員がそれぞれの役割を分担しながら業務を推進していくことが重要だと考えております。

○比嘉瑞己委員 次に、任用期間についてお聞きしたいのですが、これまで、いわゆる賃金職員や臨時の方たちは、6カ月の契約で、更新が1回できて最長1年が限度だったと思います。今度の見直しによって、こういった人たちはどのように任用期間は変わりますか。

○嘉数登人事課長 能力の実証を経て、再度の任用が2回まで認められるということになります。

○比嘉瑞己委員 最長3年の任用になるということになると思うのですが、この間、こうした臨時の人たちでもいろいろな権利があるはずなのに、なかなか認められなかったという課題もあったと思います。今度の見直しによって、そこら辺は改善されるのでしょうか。

○嘉数登人事課長 勤務条件の休業という部分ですが、育児休業が認められるようになります。それから育児部分休業についても認められることとなりますが、これは引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員などが対象となります。

○比嘉瑞己委員 これまで、なかなかとれなかった育児休業がとれるという面では前進だと思います。ただ、やはりこの任期が最長で3年できるようになったということは、そういった人たちは本当に補助的な仕事なのかという疑問があります。そうした常に必要とされている人たちであれば、しっかりと定数の中に入れて、定数をふやして正規雇用として沖縄のために頑張ってもらおうというのが本筋だと思います。

官製ワーキングプアの話に戻りますが、総務部長に最後お聞きしたいのですが、今この貧困問題の背景に、雇用状況の悪化があると思います。沖縄県がこうした官製ワーキングプアを広げるような取り組みをやってはいけないと思います。今回、制度の見直しで改善点もありましたが、今後どのように臨んでいくのか、部長の見解をお聞かせください。

○平敷昭人総務部長 今回の見直しというのは、これまで非常勤職員といわれている方々に対して、いろいろな訴訟などもあったようです。そういうことも踏まえて総務省から、職務に応じて法的な位置づけをしっかりと見直して、法的な根拠を整理しなさいという通知がございました。そういうものを踏まえ

て、今回は法的な位置づけを整理した結果でもございます。官製ワーキングプアという話でございましたが、県の行政を行う上で、いろいろな職務を遂行するに当たって、どうしても正規職員の指示のもとで、一定の補助的な業務をやっていただく部分がどうしてもございます。その行政については、正規職員と非常勤の皆さんと一緒に、それぞれの役割分担をしていただくということがどうしても必要でございますので、本当に必要な部分というのは、毎年の組織定数といいますか、その辺の議論の中で、必要な分はまた検討してまいりたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 同一労働、同一賃金という基本的な考え方もあって、補助的の仕事といえども、この人たちがいなければこの仕事は回らないわけですから、しっかりと皆さんの一員としてきちんとした待遇で迎えていただきたいと思えます。

○山内末子委員長 渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず、平成28年度当初予算説明資料総務部の2ページに地方交付税の減収を見込むという説明がありますが、もう少し詳しく教えてください。

○渡嘉敷道夫財政課長 平成28年度の当初予算額ですが、地方交付税は2065億5000万円となっております。平成27年度の当初予算額が2074億5000万円でしたので、約9億円、0.4%の減となっております。そのうち普通交付税は1997億円、特別交付税は68億5000万円となっております。この見込み方ですが、国の地方財政対策の動向等を勘案して見込んだものでございます。減の要因といたしましては、全国的に税収の増がございましたので、税がふえれば地方交付税は減るという関係にございますので、そのあたりが影響したものでございます。

○渡久地修委員 では、県税もふえている。それに連動して地方交付税が減ってきたという理解でいいですか。

○渡嘉敷道夫財政課長 基本的にはそういう構図でございます。

○渡久地修委員 歳入について、県税、いわゆる県の歳入をふやすためにどのような特別な努力を行っているか教えてください。

○佐次田薫税務課長 県税について、税務課としては、まず収入未済の縮減ということで、滞納整理の強化などを行って収入率を向上させるということで、毎年、収入率については更新している状況で、今は97.8%までいっております。

○渡久地修委員 収入率を上げるといっても大いにいいのですが、いろいろな新たな税収の見込みを探してくるということも私はとても大事だと思います。

2ページにある美ら島ゆいまーる寄附金、これはふるさと納税ですか。ふるさと納税の推移について、教えてください。

○佐次田薫税務課長 沖縄県では、ふるさと納税を美ら島ゆいまーる寄附金と呼んでいます。まず寄附金額の推移として、平成25年度から申し上げますと、189件で約894万円です。平成26年度、581件で3117万円。平成27年度、820件で4409万円ということでございます。

○渡久地修委員 その寄附金の最高額、最低額、平均額がわかれば教えてください。

○佐次田薫税務課長 平成27年度の実績で最高額が300万円という方がおられます。最低額は300円。平均いたしますと5万3000円ということでございます。

○渡久地修委員 毎年寄附している方というのわかりますか。

○佐次田薫税務課長 数としては把握しておりませんが、毎年寄附している方もおられます。

○渡久地修委員 増加した理由はどう考えていますか。

○佐次田薫税務課長 基本的には、ふるさと納税自体が全国でも周知されていることで、伸びてきているということもあります。沖縄県については、翁長知事が就任してから増加している状況でございます。

○渡久地修委員 ちなみに、名護市のふるさと納税の推移がわかれば教えてください。

○佐次田薫税務課長 名護市については、平成25年度が216件で約1417万円、平成26年度が499件で約2167万円、平成27年度が1107件で約2億5594万円ということでございます。

○渡久地修委員 名護市も相当ふえていて、県もふえているということですが、名護市と沖縄県の差が5倍もあります。その理由などについて、皆さんは調査したり、研究したことはありますか。

○佐次田薫税務課長 市町村のふるさと納税について、集計するという意味で数字は把握していますが、取り組みや中身については承知しておりません。

○渡久地修委員 税収をふやすという点で向こうが特別な努力をしているのか、県も努力をすればふやせる可能性があるのか、もっと周知をすれば沖縄県もふやせるのかという意味で、私は今後の課題として努力したほうがいいのではないかと思います。

部長、どうですか。

**○平敷昭人総務部長** 財源の確保という意味では、さまざまな方策を検討していかなければいけないと思います。ふるさと納税に関して、ほかの県では寄附に対する相当なバックが問題になっているということも聞いたことがあります、その趣旨に沿った範囲内で適正なものというのは、総務省あたりからもアドバイスがあるようですが、現在、沖縄県の応援という意味でホームページ等でPRさせていただいております。どのような方法が効果的かということも、引き続き検討してまいりたいと思います。

**○渡久地修委員** いずれにしても、私も名護市に行つてなぜかということは研究しますが、皆さんなりに研究してください。

次に、もっと税収をふやすという点で、沖縄に支店を置いている本土企業などの税金の仕組みはどのようになっていますか。

**○平敷昭人総務部長** 2つの県にまたがる法人があるとして、例えば本社が東京にあり支店が沖縄にあるという場合は、分割法人という名前と呼んでいますが、その法人の所得に法人事業税がかかります。それを分割して、支店がある県にも会社の所得に係る法人事業税が納付されるのですが、事業所の数と従業者の数を1対1で従業者割と事業所割で按分して分割納付されるようになっています。

**○渡久地修委員** 今はそういう仕組みになっているようですが、例えば沖縄県がこれから観光客数1000万人を目指すといったときに、観光客がぐっと伸びてくると。例えば航空会社で日本航空や全日本空輸などは観光客が500万人であろうが、1000万人であろうが、事業所の数と従業者数が一緒であれば税収は同じ金額になるわけですよね。

**○佐次田薫税務課長** おっしゃるように、500万人が1000万人になるということは、この会社自体の収益が上がりますので、その全体のパイが大きくなれば、当然、沖縄県にも税収は落ちてくるということでございます。

**○渡久地修委員** 沖縄旅行にかかる総支出額は航空運賃も含めて、幾らですか。

**○佐次田薫税務課長** 沖縄旅行にかかる支出総額としては、9308億3000万円という数字を観光政策課からいただいております。

**○渡久地修委員** そのうち、航空運賃は幾らになりますか。

**○佐次田薫税務課長** そのうち、航空運賃にかかる部分が3152億7800万円ということでございます。

**○渡久地修委員** 割合は幾らですか。

**○佐次田薫税務課長** 33.9%を占めております。

**○渡久地修委員** この観光客数1000万人をずっと目指して、観光客数は伸びる。ところが沖縄の観光行政としては、那覇空港に着いた人たちが、ここから幾ら消費したかということで統計をとっているわけです。1人当たり大体七、八万円使うということで、これを伸ばそうと一生懸命努力していますが、私はこの航空運賃、沖縄に来る人が伸びれば伸びるほど、沖縄県側に税収がもっと落ちるような仕組みを国に要望する必要があるのではないかという気がするわけです。例えば、北海道に行くのであれば、北海道に観光客が行った分だけ、その自治体の税収が伸びるというような仕組み。従業員数だけではなく、飛行機や船でもいいから、観光で行った人の数によってその県に税収がプラスされるという仕組みが必要だと思いますが、どうですか。

**○佐次田薫税務課長** 地方税法における課税権については、各都道府県の区域内において有するという事で、法人でありますと、その法人の本店があるところで課税されると。どこで収益が上がっても、そこで上がるというような仕組みです。それを変えるために、先ほどの分割基準を設けて、地方にも還元しているという仕組みでございまして、ほかの県に入る収入をこちらの県でということは、今の地方税法上ではできないものと考えております。

**○渡久地修委員** 今の税法でできないことははっきりしています。ですから、これから観光客1000万人など、いろいろやっていきます。国は地方創生と言っているわけですから、そういう制度改正も含めて、沖縄から提案していけるように研究したらどうですかという提案なのですが、どうですか。

**○平敷昭人総務部長** 例えば、分割基準で所得を分割して納めているわけですが、それ以外に、所得のもとになった費用と航空運賃収入があります。その航空運賃収入をさらに入れるという話になると、恐らく税をさらに乗せるという話になるかもしれませんが、その辺は税法上どういう課題があるかということもあると思いますが、地方税制度を踏まえながら、御提言の仕組みについて、どのようなことができるか少し勉強してみたいと思います。

**○渡久地修委員** 要するに、今の仕組みでは従業員の数などで固定化するわけです。観光客がふえても従業員がふえていかなければ、税収がなかなかふえないということですから、観光客がふえればふえるほど、沖縄県では税収がふえるという仕組みにして

いったほうがいいと思うので、これは一つの研究課題として引き続き検討していただきたいと思います。

それと、マイナス金利がありますが、県経済に与える影響、それから県の財政に与える影響はありますか。

○佐次田薫税務課長 マイナス金利になりますと、税的には、まず銀行の預け入れの金利が下がります。預け入れた金利に対して、県民税利子割が税込として入ってきますが、その税収が落ちてくるという影響がございます。

○渡久地修委員 影響額は幾らですか。

○佐次田薫税務課長 今、そういう試算はしていません。

○渡久地修委員 これだけ大きな話題になっているので、県の財政に幾らの影響を与えるのか、ぜひ試算してください。

○平敷昭人総務部長 県債、公債費は元金の償還もありますが、利子が発生するので、その利子の負担軽減にはつながっていくかと思えます。

○渡久地修委員 マイナス金利は、県にとってプラスになるのか、マイナスになるのか、どちらですか。

○平敷昭人総務部長 マイナス金利になって、銀行がお金を払うというよりも、これは銀行と日銀の間などという話を伺っていますので、実際にこちらの借りる側が、マイナスという意味で逆にお金が入ることではないかと思っております。

○渡久地修委員 ぜひ研究してください。

それから、先ほどの比嘉瑞己委員から質疑があった人件費の問題です。これまで非常勤職員は物件費扱いだったと思いますが、もうこの物件費扱いはなくなるわけですね。

○嘉数登人事課長 確かに委員のおっしゃるように、これまで沖縄県で任用する、いわゆる賃金職員の給与については、物件費として支出しておりました。しかし、今回、賃金職員を一般職非常勤職員に見直すことに伴い、歳出科目を賃金から報酬に改めて、人件費として支出することを予定しております。

○渡久地修委員 私は、この問題を平成21年6月議会の一般質問で聞きました。どんなことを聞いたかという、正職員は人件費、非常勤職員は物件費、物扱いでいいのかということが1つ。そして、物件費として扱うことによって、常用雇用の仕事でありながら非常勤職員に代替させている実態を覆い隠すものになっているのではないかということで、予算決算の統計上の区分としてもこれは変えるべきだということを書いて、当時県はなかなかできないと言っ

ていたので、そうであれば政府に要望して変えなさいと言ったのですが、そういう趣旨でやっと人間扱いにされてきたということですか。

○嘉数登人事課長 先ほど総務部長もお答えしましたが、これまで非常勤職員制度をめぐる裁判の事例とか、それを受けた総務省の通知を契機として、沖縄県においても非常勤職員制度を見直して、それに伴って歳出科目の区分をこれまでの物件費から人件費に変えたということでございます。

○渡久地修委員 今、本当に非正規雇用がふえて、物扱いかと言われて怒りが増している中で、やっと人件費の部類に入ってきたというのはとてもいいことだと思うので、あとは比嘉委員が言ったように、中身を改善していけるようにしていただきたいと思えます。

それで、先ほど比嘉委員からもありましたが、県職員の非常勤職員の割合は幾らですか。

○嘉数登人事課長 知事部局の数字ですが、平成27年度で23.4%となっております。

○渡久地修委員 市町村の非常勤職員の数と割合は幾らですか。

○嘉数登人事課長 この所管は企画部になりますが、データをいただいておりますので、平成27年4月1日現在の数字だけを御紹介します。41市町村で41.0%となっております。

○渡久地修委員 41市町村で一番非常勤職員の割合が高いところは、何%ですか。

○嘉数登人事課長 宜野座村で、65.7%となっております。

○渡久地修委員 一番低いところは、どこですか。

○嘉数登人事課長 北大東村で3%となっております。

○渡久地修委員 比嘉委員が官製ワーキングプアと言いましたが、これはどんどん広がっていきま。民間でも広がっています。私らはこれが出てきたときに合成の誤謬とずっと指摘してきました。一つ一つの民間会社や自治体には安くなっていいかもしれませんが、これが全部寄り集まったら社会は大変なことになります。これが合成の誤謬だと。今、沖縄も日本も、これに陥ってしまっているわけです。一つ一つの自治体はこれで人件費が下がっていいかもしれませんが、沖縄県全体でいうと非正規雇用が45.5%、県民所得が下がって大変な状況に陥っています。ですから、この問題は正規雇用をふやして、待遇改善をするということに正面から取り組まないといけないと思えますので、部長、そういう方向で検討していただきたいのですが、どうですか。

○平敷昭人総務部長 職員の定数については、今は正規職員を補助する形で非常勤職員がいらっしゃいますが、その職場の実態や必要性も踏まえて、組織の体制を検討していく中で見直すべきところは見直すという形で、また全体の中で考えていきたいと思えます。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員からワシントン駐在員が面談した下院議員の氏名について確認がされた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 ワシントン事務所の件で、FARAの登録もされたということで大いに頑張っているのですが、私は去年2回訪米して、11月からの訪米では、先ほど休憩中に話した議員の補佐官と会談しました。本当に沖縄の実態が伝わってなくて、大激論になりました。翁長知事が沖縄県民をミスリードしているとか、沖縄は基地で生活が成り立っているとか、こういうことを平気で言うのです。そしてもっとひどいことは、翁長知事のおかげでグアムでは失業者がふえているなどという話までして、かなり激論になったのですが、そういう意味では、沖縄の情報が伝わっていないのではなく、ゆがんだ情報が伝えられているのです。そういう意味で皆さん方の仕事はとても大事なことで、知事が承認を取り消したことを含めて、アメリカの上下両院議員向けのパンフレットの作成など、これまで何度も言ったのですが、新年度でもパンフレットなどを作成してやるべきだと思いますが、いかがですか。

○町田優知事公室長 新年度でも、沖縄の米軍基地問題に関するパンフレットをいろいろな言語で作成してまいります。そして、ワシントン事務所についても、これから落ち着いて運営していける状況になると思いますので、沖縄の状況、沖縄県の考え方、情報発信、アピールをしっかりとやっていきたいと思えます。

○渡久地修委員 次に、消防学校の整備の予算について、先ほど訓練などという話がありましたが、防災、消防というのは、1つには人材確保、もう一つは日ごろの訓練、そして3つ目は最新の機材をそろえること、この3つだと思います。そういう意味では、訓練の話は先ほど来あったので、市町村消防の機材が古くなっているところとか、更新がうまくいっていないところなどの実態がわかれば教えてください。

○知念弘光防災危機管理課長 各市町村における消防車両の耐用年数の経過につきましては、国の調査項目に入っていないため、県においては現在把握していない状況でございます。消防本部に確認しましたところ、消防車両の耐用年数については、安全に使用するため、車両メーカーが提示する使用期限や走行距離など、車両の使用状況に応じて設定しているということでございます。

○渡久地修委員 救急車が古くて、人命救助に至らなかったという事例が他府県で起こったりしているので、そういうことがないように適切に対処していただきたいと思えます。

○山内末子委員長 以上で、知事公室長、総務部長及び警察本部長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

今回は、明 3月10日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後4時2分散会

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子